

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
児童相談所、警察、検察による協同面接等の  
実態調査による効果検証に関する調査研究  
事業報告書

平成 31 年 3 月

株式会社キャンサーズキャン



# 目次：

1.	調査概要	
1.1	調査の背景と目的	1
1.2	調査の流れ	2
1.2.1	全体の構成	2
1.2.2	ヒアリング調査概要	3
1.2.3	調査票調査概要	4
1.3	研究会の設置	5
1.3.1	研究会の組織	5
1.3.2	研究会の開催実績	6
1.4	全体スケジュール	6
2.	協同面接の実施状況 - 児童相談所調査より	
2.1	協同面接の実施状況	7
2.1.1	協同面接実施件数の推移（平成 28～29 年度）	7
2.1.2	協同面接への 3 機関の関わり（平成 29 年度）	8
2.1.3	情報共有の対象とするケース	9
2.1.4	協同面接実施までに要した日数	10
2.1.5	面接が複数回に亘ったケース（平成 29 年度）	11
2.2	協同面接の効果についての実感	13
2.3	協同面接における実施体制及びプロセス	14
2.3.1	3 機関連携における連絡窓口	14
2.3.2	協同面接の実施の要否や参加機関の決定方法	15
2.3.3	協同面接実施に伴う他機関との事前協議	15
2.3.4	協同面接実施に伴う他機関との事後協議	18
2.3.5	録画・録音データの取扱い	20
2.4	3 機関の連携体制	22
2.4.1	協同面接に関する検討体制	22
2.4.2	協同面接に関する 3 機関合同での研修	24
2.5	児童相談所としての取組	26
2.5.1	通知（平成 27 年 10 月）以前における司法面接手法の導入状況	26
2.5.2	司法面接研修の受講状況	28
2.5.3	協同面接実施のための児童相談所の体制	30
2.6	協同面接の更なる推進に向けて	32
2.6.1	協同面接の効果的な実施に重要なポイント	32
2.6.2	自身の業務や組織、連携先機関について	34

2.6.3	協同面接の更なる推進に当たって重要な事柄	36
2.6.4	3機関における協同面接に関するルール	39
3	3機関において共通する意識とギャップ	
3.1	分析の手法とデータの見方	41
3.2	協同面接の効果的な実施に重要なポイント	41
3.3	協同面接を更に推進するに当たり重要なこと	43
3.4	3機関におけるルールの策定の重要度	45
3.5	自身の業務や組織、連携先機関について	47
4	協同面接の効果の実感と相関する項目	
4.1	協同面接の効果の実感	49
4.2	実施体制等、客観的に評価が可能な項目について	51
4.2.1	分析手法	51
4.2.2	結果-関連する項目	52
4.3	自身の業務や組織・連携先の機関の状況、様々な具体的取組の実施状況との関連	52
4.3.1	分析手法	52
4.3.2	結果-関連する項目	54
4.4	協同面接推進部署の有無による影響	56
5	協同面接実施に当たっての課題の整理及び研究会における議論	
5.1	協同面接の普及状況と効果	59
5.1.1	協同面接の実施件数と効果の実感	59
5.1.2	より効果的な協同面接実施による子どもの負担軽減の可能性	59
5.1.3	児童相談所における変化	60
5.2	協同面接の推進に当たって	60
5.2.1	面接の早期実施と面接への参加者のスキルアップ	60
5.2.2	関係機関における相互理解	61
5.3	子どもの処罰感情についての課題と議論	63
5.3.1	研究会における議論	63
5.3.2	協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け	63
5.4	録画・録音データの取扱いについての課題と議論	64
5.4.1	録画・録音データの取扱いの状況	64
5.4.2	録画・録音データの提供に当たっての課題	65
5.5	協同面接を推進するための体制構築について	66
5.5.1	専門部署の有効性に関する研究会における議論	66
5.5.2	専門部署設置の事例紹介	68
6	おわりに	69

# 1. 調査概要

## 1.1. 調査の背景と目的

厚生労働省の調査によると、児童相談所への児童虐待相談対応件数は2017年度には133,778件（2019年3月末現在の速報値）にのぼり、5年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約80人もの子どもの命が失われている。こうした社会の情勢を背景に、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となった対策への取組が進められている。

それらの取組の一環として、平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（同日付け警察庁丁刑企発第69号ほか警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」、同日付け最高検刑第103号最高検察庁刑事部長「警察及び児童相談所との更なる連携強化について（通知）」）に基づき、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関による連携の促進と協同面接（警察・検察における「代表者聴取」。以下、「協同面接」とする。）の取組が図られている。また、協同面接の実施状況について、平成30年4月より、厚生労働省、警察庁、法務省の3省庁間で統一して把握すべき項目を整理し、情報を共有して把握することとされた。

一方で、協同面接の全国的な実施に向けて、地域の児童相談所、警察、検察の3機関間において効果的な情報共有がなされ、子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう、現場における課題や有効な連携方法について検討、検証する必要性が指摘されている。

本調査研究は、あくまでも児童相談所の取組状況を調査、検証することを目的とするものであるが、協同面接の取組の一層の推進に向け、児童相談所のみならず、警察及び検察にも実態把握のための調査協力を得て、地域の児童相談所、警察、検察における協同面接の実施状況や課題、有効な連携方法について検討、検証するとともに、今後の検討課題の整理を行うことを目的としたものである。

## 1.2. 調査研究の流れ

### 1.2.1. 全体の構成

本調査研究は、協同面接の実施状況やそのための体制整備、課題やその背景について理解を深めるため、7箇所の児童相談所を対象に実施した「ヒアリング調査」と、ヒアリング調査の結果を踏まえて網羅的に把握すべき項目を策定し、全国の児童相談所及び警察本部、地方検察庁に回答を依頼した「調査票調査」から構成される。

また、それぞれの調査で把握すべき項目の選定や、調査結果を踏まえた課題の整理に当たって指導・助言を得るため、7名の有識者からなる「研究会」を2度開催した。第1回研究会においては、ヒアリング調査の結果を踏まえ、調査票調査で把握すべき課題・項目の検討を行い、第2回研究会においては、調査票調査の結果を踏まえて、今後優先して検討すべき課題の整理を行った。

図表1 事業全体の構成



## 1.2.2. ヒアリング調査概要

調査票調査による実態把握に先立ち、協同面接の実施状況やそのための体制整備、課題やその背景、有効な連携方法について理解を深めるとともに、調査票調査で把握すべき項目を洗い出すため、協力を得られた7児童相談所を対象としたヒアリング調査を実施した。

### 【調査手法】

- 調査員が児童相談所を訪問し、「子どもの心理的負担等に配慮した面接に向けた警察・検察との更なる連携強化の取組」の担当者を対象に90～120分程度のヒアリングを実施。

### 【調査時期】

- 2018年11月15日（木）～11月27日（火）

### 【対象児童相談所】

- 都道府県の中央児童相談所（もしくはそれに該当するセンター）5箇所、政令市の中央児童相談所2箇所の計7箇所。
- 研究会構成員及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、取組が進んでいると想定される児童相談所を選定。

図表2 対象児童相談所

自治体	地域	区分	ヒアリング日程
児相A	北海道	都道府県	2018年11月15日
児相B	関西地方	都道府県	2018年11月16日
児相C	関東地方	政令市	2018年11月19日
児相D	中部地方	都道府県	2018年11月20日
児相E	中部地方	政令市	2018年11月21日
児相F	中部地方	都道府県	2018年11月21日
児相G	関東地方	都道府県	2018年11月27日

### 【聞き取りの要点】

1. 協同面接の実施状況
2. 児童相談所内における協同面接への取組体制
3. 3機関の連携体制：検討の場やルールの整備など
4. 研修等、スキルアップのための取組について
5. 協同面接の実施に伴うメリットや配慮点、課題や懸念事項など

### 1.2.3. 調査票調査概要

児童相談所、警察、検察における協同面接の実施の実態や、協同面接の実施を支える研修会の開催や3機関間における協議の実施状況、現場担当者が重視している点や感じている課題等を把握するために、全国の児童相談所及び警察本部、地方検察庁の協同面接の担当者を対象に、以下の調査を実施した。

#### 【調査手法】

- 児童相談所：郵送による自記式アンケート調査
- 警察本部及び地方検察庁：メールによる自記式アンケート調査

#### 【調査時期】

- 児童相談所：2019年1月下旬～2月7日 \* 2月28日到着分まで集計に含めた
- 警察本部及び地方検察庁：2019年2月1日～2月15日

#### 【回答依頼者】

- 児童相談所：協同面接に関する取組 主管課長
- 警察本部：各都道府県警察本部において協同面接に関する取組を担当する所属の担当者
- 地方検察庁：児童虐待担当検察官

#### 【対象施設数及び回収状況】

	対象施設数	回収数	回収率
児童相談所	212	202*	95.3%
警察本部	47	47	100.0%
地方検察庁	50	50	100.0%

\*4地域(都道府県または政令市)においては、中央児相が地域分を一括して回答した。それらの回答は、相応の重み付け(協同面接の実施件数等、地域分を総合して回答した項目を除き、協同面接の実施にあたって重視している事柄や3機関におけるルールの策定等、ある程度地域で足並みが揃うと考えられる項目については、管轄する児童相談所の数に応じて回答を重複計上)を行って分析を行った。202は、重み付けを行った後の件数となる。



【調査項目】\*警察・検察に回答を依頼したのは、以下のうち一部の項目のみ

- 1 3機関による協同面接の導入（平成27年通知）前の司法面接に関する取組について
- 2 職員の司法面接研修の受講状況
- 3 地域（都道府県もしくは政令市）における児相内の協同面接実施の体制について
- 4 3機関連携による協同面接の実施状況
- 5 協同面接実施の手法・プロセス
- 6 同一ケースに関する協同面接が複数回に亘ったケースについて
- 7 協同面接を効果的に実施するために重要な事柄と実施状況
- 8 協同面接に関する現状の実感や今後重要だと考える取組について
- 9 3機関連携に関する都道府県レベルでの検討の場について
- 10 協同面接実施に当たっての3機関連携に関するルールについて
- 11 協同面接に関する研修について

## 1.3.研究会の設置

### 1.3.1. 研究会の組織

調査で把握すべき項目の選定や調査結果を踏まえた課題の整理に当たって指導・助言を得ることを目的として、図表3に示した7名の有識者からなる研究会を設置した。

図表3 研究会 委員名簿

氏名	所属
川崎 二三彦 委員	子どもの虹情報研修センター センター長
小西 聖子 委員	武蔵野大学 人間科学部 学部長
田崎 みどり 委員	横浜中央児童相談所 医務担当課長
仲 真紀子 委員長	立命館大学総合心理学部 教授
本田 恭子 委員	法務省 法務総合研究所 研修第一部 教官
宮寺 貴之 委員	科学警察研究所 犯罪行動科学部 少年研究室長
山本 恒雄 委員	恩賜財団母子愛育会 愛育研究所

(五十音順)

### 1.3.2. 研究会の開催実績

研究会は2回開催し、本調査研究における調査の設計及び各種検討について指導・助言を得た。各研究会における検討事項等の概要は下表のとおりである。

図表4 研究会 開催実績

研究会	開催日時	議題
第1回	2019年1月6日(日) 14時～17時	・ ヒアリング調査結果の報告 ・ 調査票調査の項目検討
第2回	2019年3月2日(土) 11時～12時	・ 調査票調査結果の報告 ・ 今後の課題の整理

また、第1回・第2回とも、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、警察庁刑事局刑事企画課、警察庁生活安全局少年課、法務省刑事局刑事課がオブザーバーとして参加した。

### 1.4. 全体スケジュール

本調査研究事業の全体スケジュールは、以下のとおり。

図表5 事業スケジュール

時期	実施内容
2018年10月	ヒアリング調査準備
2018年11月	ヒアリング調査実施
2018年12月	ヒアリング調査まとめ及び調査票調査準備
2019年1月	第1回研究会開催及び調査票調査準備
2019年1～2月	調査票調査実施及び結果分析
2019年3月	第2回研究会開催及び報告書作成

## 2. 協同面接の実施状況 – 児童相談所調査より

### 2.1. 協同面接の実施状況

#### 2.1.1. 協同面接実施件数の推移（平成 28～29 年度）

回答のあった児童相談所 202 施設において、平成 28 年度・29 年度に施設が参加した協同面接の実績の報告状況を表 1.1 に示す。平成 28 年度においては実施が「0 件」であった施設は 36.1%（73 施設）にのぼったが、平成 29 年度は 21.8%（44 施設）と減少しており、協同面接の取組を行っている施設数が増加した。（表 1.1）

件数報告のあった施設における実施件数の総計は、平成 28 年度が 340 件、平成 29 年度が 617 件であった。その内訳としては性虐待が最も多く、平成 29 年度においては 308 件であった。一方で、性虐待以外の虐待も 256 件にのぼり、虐待以外の案件も 63 件あった。協同面接の実施件数は調査対象とした 2 年間（平成 28～29 年度）においても増加しており、また、性的虐待以外の事案においても用いられていることがわかる。（表 1.2）

表 1.1 バックスタッフとしての参加も含め、児相が参加した協同面接の件数実績（*n*=202）

	性虐待		性虐待以外の虐待		虐待以外		合計	
	該当数	比率	該当数	比率	該当数	比率	該当数	比率
平成 28 年度								
件数報告あり	144	71.3%	130	64.4%	122	60.4%	158	78.2%
うち「0 件」報告	81	40.1%	80	39.6%	107	53.0%	73	36.1%
中央児相より一括回答*	18	8.9%	18	8.9%	18	8.9%	18	8.9%
無回答	40	19.8%	54	26.7%	62	30.7%	26	12.9%
平成 29 年度								
件数報告あり	152	75.2%	144	71.3%	124	61.4%	168	83.2%
うち「0 件」報告	59	29.2%	73	36.1%	103	51.0%	44	21.8%
中央児相より一括回答*	18	8.9%	18	8.9%	18	8.9%	18	8.9%
無回答	32	15.8%	40	19.8%	60	29.7%	16	7.9%
計	202	100.0%	202	100.0%	202	100.0%	202	100.0%

\*：中央児相が地域を代表して一括して回答しているため、個々の施設としての実施件数の報告はなかったが、報告件数には計上されている施設。

表 1.2 報告件数の総計（*n*=202）

	性虐待	性虐待以外の虐待	虐待以外	合計
平成 28 年度	174	126	38	340
平成 29 年度	308	256	63	617

## 2.1.2. 協同面接への3機関の関わり（平成29年度）

平成29年度に児童相談所が参加した協同面接において、3機関が参加した面接と、児相・警察のみが参加もしくは児相・検察のみが参加した面接の、それぞれの実績件数を調査したところ、報告された範囲においては、3機関が参加した面接が484件、児相・警察のみ参加の面接が84件、児相・検察のみ参加の面接が16件であった（表2.1）。多くのケースにおいて、3機関が参加しての協同面接が実施されていることがわかる。

面接官を務めた機関ごとの実施件数は、報告された範囲においては、検察が361件と最も多く、次いで児童相談所が167件、警察が105件であった（表2.2）。面接場所となった機関ごとの実施件数は、児童相談所が最も多く346件、次いで検察が246件、警察が27件であった（表2.3）。

表 2.1 実施した協同面接への参加機関の把握状況と報告件数総計（n=202）

	3機関が参加		児相と警察のみ参加		児相と検察のみ参加	
	該当数	比率	該当数	比率	該当数	比率
把握している	136	67.3%	93	46.0%	89	44.1%
把握していない	5	2.5%	7	3.5%	8	4.0%
無回答	61	30.2%	102	50.5%	105	52.0%
計	202	100.0%	202	100.0%	202	100.0%
「把握している」施設の 報告件数総計	484件		84件		16件	

表 2.2 面接官を務めた機関ごとの件数（n=202）

	児童相談所		警察		検察	
	該当数	比率	該当数	比率	該当数	比率
回答あり	126	62.4%	125	61.9%	148	73.3%
無回答	76	37.6%	77	38.1%	54	26.7%
計	202	100.0%	202	100.0%	202	100.0%
回答があった施設の 報告件数総計	167件		105件		361件	

表 2.3 面接場所となった機関ごとの件数（n=202）

	児童相談所		警察		検察	
	該当数	比率	該当数	比率	該当数	比率
回答あり	140	69.3%	109	54.0%	135	66.8%
無回答	62	30.7%	93	46.0%	67	33.2%
計	202	100.0%	202	100.0%	202	100.0%
回答があった施設の 報告件数総計	346件		27件		246件	

### 2.1.3. 情報共有の対象とするケース

協同面接を含めた3機関連携において情報共有の対象とするケースは、「性的虐待が疑われるケース」が95.0%（192施設）、「性的虐待以外の虐待が疑われるケース」が84.2%（170施設）であった。また、「その他」（35.6%・72施設）として、全件共有や、ネグレクト、親族以外からの性被害などもあげられていた。（表3.1）

情報共有の対象ケースを判断する基準については、「児相と警察の間で合意した基準」が33.2%（67施設）と最も多く、「児相と警察、検察の3機関で合意した基準」も23.3%（47施設）であった。一方で、「児相が独自に定めている基準」との回答も24.3%（49施設）あった。（表3.2）

表 3.1 情報共有の対象とするケース（*n*=202）

複数回答	該当数	比率
性的虐待が疑われるケース	192	95.0%
性的虐待以外の虐待が疑われるケース	170	84.2%
その他	72	35.6%
計	202	100.0%

その他：全件、虐待の種別によらず重篤なケース、ネグレクト、親族以外からの性被害、など。

表 3.2 情報共有の対象ケースを判断する基準について（*n*=202）

複数回答	該当数	比率
児相が独自に定めている基準	49	24.3%
児相と警察との間で合意した基準	67	33.2%
児相と警察、検察の3機関で合意した基準	47	23.3%
その他	44	21.8%
計	202	100.0%

その他：ケースごとに判断、県が定めた基準、迷うケースは検察に相談、など。

また、子どもが被害者となった第三者による加害や、子どもが目撃者となっているケースなど、児童相談所が通常受理する案件以外のケースについて警察や検察から「情報共有がされるケースもある」と回答した施設が66施設（32.7%）あった。それらの施設においては、情報共有がなされた場合、「ケースごとの判断で協同面接に参加するかどうかを決めている」との回答が32施設、「積極的に協同面接に参加している」との回答が8施設であった。

表 3.3 児相が受理する案件以外のケースの情報共有の有無（*n*=202）

	該当数	比率
情報共有されるケースもある	66	32.7%
計	202	100.0%

表 3.4 児相が受理する案件以外のケースの情報共有がなされた場合（*n*=66:「情報共有されるケースもある」と回答があった施設）

	該当数	比率
積極的に協同面接に参加している	8	12.1%
ケースごとの判断で協同面接に参加するかどうかを決めている	32	48.5%
基本的に参加していない	22	33.3%
その他	4	6.1%
計	66	100.0%

#### 2.1.4. 協同面接実施までに要した日数

過去1年（平成31年2月時点）ほどの間に行われた協同面接において、対象ケースについて他機関との情報共有が行われてから面接が実施されるまでにかかった平均的日数は「5～10日」が51.0%（103施設）にのぼり、次いで「3～5日」が15.3%（31施設）であった。「1日」との回答も6施設からあったが、一方で、「30日」との回答が4施設からあり、最長は「60日」（1施設）であった。（表5）

表 5 過去1年間で協同面接実施までにかかった平均的日数（*n*=202）

	該当数	比率
1日	6	3.0%
2～3日	7	3.5%
3～5日	31	15.3%
5～10日	103	51.0%
11～15日	15	7.4%
19～20日	6	3.0%
30日	4	2.0%
60日	1	0.5%
無回答	29	14.4%
計	202	100.0%

## 2.1.5. 面接が複数回に亘ったケース（平成 29 年度）

平成 29 年度において児童相談所が参加した協同面接のうち、同一ケースにおいて面接が一度で終了せず複数回に亘ったケースを調査したところ、「0 件」との回答が 63.4% (128 施設) であった。一方、1 件以上と回答した施設は 24.8% (50 施設) であった。（表 6.1）

面接が複数回に亘った理由としては、「捜査に必要な事実を追加聴取する必要性が生じた」（「非常にある」：46.3%）、「事案の性質（被害が複数回や多岐にわたるなど）」（「非常にある」：35.2%）、「子どもの特性（年齢、言語化能力や知的レベル等）」（「非常にある」：27.8%）といった事情が多くあげられた（表 6.2）。

協同面接をより効果的に実施することで、同一ケースにおいて複数回に亘る面接が減少する可能性について、22.3% (45 施設) が「非常にある」、28.6% (53 施設) が「まあある」と回答した。なお、本項目については、同様の内容を警察・検察にも確認しており、いずれの機関も 5 割近くが「非常にある」・「まあある」と回答しており、3 機関間で共通する認識であると思われる。（表 6.3）

表 6.1 平成 29 年度に実施された協同面接のうち、面接が複数回に亘ったケース (n=202)

	該当数	比率
0 件	128	63.4%
1 件	30	14.9%
2 件	12	5.9%
3 件	5	2.5%
7 件	2	1.0%
9 件	1	0.5%
無回答	24	11.9%
計	202	100.0%

表 6.2 面接が複数回に亘った理由 (n=54: 回答があった施設)

	回答数	非常に ある	まあある	どちらとも 言えない	あまりない	ほとんど ない	無回答
事案の性質 (被害が複数回や多岐にわたるなど)	該当数	19	13	13	3	3	3
	比率	35.2%	24.1%	24.1%	5.6%	5.6%	5.6%
子どもの特性 (年齢、言語化能力や知的レベル等)	該当数	15	18	4	4	10	3
	比率	27.8%	33.3%	7.4%	7.4%	18.5%	5.6%
捜査に必要な事実を追加聴取する 必要性が生じた	該当数	25	18	4	3	2	2
	比率	46.3%	33.3%	7.4%	5.6%	3.7%	3.7%
面接後、新たな事実の供述があった	該当数	3	10	12	11	14	4
	比率	5.6%	18.5%	22.2%	20.4%	25.9%	7.4%
その他	該当数	5	1	0	0	0	48
	比率	9.3%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%

表 6.3 協同面接のより効果的な実施で、複数回の面接が減少する可能性 \*3機関より回答

	児相		警察		検察	
	該当数	比率	該当数	比率	該当数	比率
非常にある	45	22.3%	13	27.7%	8	16.0%
まあある	53	28.6%	8	17.0%	17	34.0%
どちらとも言えない	56	24.4%	14	29.8%	10	20.0%
あまりない	7	3.0%	2	4.3%	3	6.0%
ほとんどない	2	1.2%	0	0.0%	1	2.0%
無回答	39	20.2%	10	21.3%	11	22.0%
計	202	100.0%	47	100.0%	50	100.0%



## 2.2. 協同面接の効果についての実感

回答者が過去1年間で関わった協同面接の効果等の実感を調査した。なお、本項目については、同様の内容を警察・検察にも調査しており、各機関の回答を表7に示す。

- 数字は、各項目におけるそれぞれの機関の回答の平均値（「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、機関ごとの平均値を算出した）であり、「2.0」（「非常にそう思う」）を上限として正の方向に値が大きい方が、項目へのより強い同意を示す。機関ごとに調査の手法が異なるため、各機関の数値を直接比較することはできないことに留意する必要がある。

「協同面接は、子どもの負担の軽減に繋がっている」（児相：0.85、警察：1.23、検察：1.32）、  
「協同面接は、子どもの供述内容の信頼性の向上に繋がっている」（児相：0.86、警察：1.36、  
検察：1.16）といった項目は、いずれの機関においても正の方向に高い値を示し、強く実感されているといえる。また、検察においては、「3機関の連携により、事件前の状況や保護者への指導の状況など、被疑者の処分を決するに当たり必要な情報を広く収集できるようになった」（1.44）ことも、強く実感されている。（表7）

表7 協同面接の効果についての実感 \*3機関より回答

	児相	警察	検察
協同面接は、子どもの負担の軽減に繋がっている	0.85	1.23	1.32
協同面接は、子どもの供述内容の信頼性の向上に繋がっている	0.86	1.36	1.16
3機関の連携により、ケースワークが円滑になった	0.35	-	-
早期から関係機関と情報共有を図ることにより、捜査の不正を判断しやすくなった	-	1.28	-
3機関の連携により、事件前の状況や保護者への指導の状況など、被疑者の処分を決するに当たり必要な情報を広く収集できるようになった	-	-	1.44
協同面接が、子どもの利益の保護に繋がっているか自信が持てない*	-0.23	-	-
公判における立証が以前より容易になった	-	-	0.00
協同面接は、労力の割にうまくいかないことが多い*	-0.34	-0.34	-0.14
協同面接に関わることにやりがいを感じる	0.25	0.85	1.02
協同面接は、実施によって得られる利益よりも、実施に伴う負担の方が大きい*	-0.31	-0.77	-0.66
回答施設数	185	47	50

\*：逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）であり、この場合は負の方向に値が大きい方が望ましい。

## 2.3. 協同面接の実施体制及びプロセス

### 2.3.1. 3 機関連携における連絡窓口

3 機関連携の情報共有の対象となるケースを認知した際の、児童相談所における連絡窓口を主に務めているのは「該当ケースの担当者やその上長」であった（対警察：83.7%、対検察：58.4%）。また、「その他」として警察からの出向職員や警察 OB、弁護士といった回答も見られた。（表 8.1）

児童相談所側からみて、警察や検察側の窓口は「明確である」との回答が多い（警察窓口：90.1%、検察窓口：62.9%）。一方で「明確とはいえない」との回答もあがった（警察窓口：8.9%、検察窓口：16.3%）（表 8.2）。

表 8.1 児相における警察・検察への連絡窓口となる職責（*n*=202）

	対警察		対検察	
	該当数	比率	該当数	比率
該当ケースの担当者やその上長	169	83.7%	118	58.4%
都道府県や市の、協同面接の実施を推進又は管轄している部署の担当者	5	2.5%	15	7.4%
その他	26	12.9%	27	13.4%
児相から直接連絡を入れることはほぼない	0	0.0%	41	20.3%
無回答	2	1.0%	0	0.0%
計	202	100.0%	202	100.0%

その他：（対警察）警察からの出向職員や警察 OB、（対検察）弁護士、など

表 8.2 警察・検察側の連絡窓口の明確さ（*n*=202）

	警察窓口		検察窓口	
	該当数	比率	該当数	比率
明確である	182	90.1%	127	62.9%
明確とはいえない	18	8.9%	33	16.3%
児相から直接連絡を入れることはほぼない	0	0.0%	39	19.3%
無回答	2	1.0%	3	1.5%
計	202	100.0%	202	100.0%

## 2.3.2. 協同面接の実施の要否や参加機関の決定方法

協同面接の実施の要否や各機関の面接への参加の判断がどのように行なわれているかを調査したところ、「児相・警察や警察・検察、児相・検察など、それぞれの機関が電話等で連絡を取り合い、協議の上で実施の要否や参加機関を決定している」が66.8%（135施設）、「複数機関が集まり、協議の上で実施の要否や参加機関を決定している」が17.8%（36施設）と、多くの場合は協議の上で決定されていることがわかった（表9）。

表9 協同面接の実施の要否や参加機関の決定方法（n=202）

	該当数	比率
複数機関が集まり、協議の上で実施の要否や参加機関を決定している	36	17.8%
児相・警察や警察・検察、児相・検察など、それぞれの機関が電話等で連絡を取り合い、協議の上で実施の要否や参加機関を決定している	135	66.8%
司法面接の実施の要否は認知した機関が判断し、そこに参加するかどうかは各機関がそれぞれ判断している	17	8.4%
その他	10	5.0%
無回答	4	2.0%
計	202	100.0%

その他： 検察もしくは警察の判断、など。

## 2.3.3. 協同面接実施に伴う他機関との事前協議

協同面接実施時の事前協議（面接実施前における、関係機関によるケースや面接についての協議の場を指す。電話・対面等、手段・方法は問わない）は、「基本的に実施している」（74.8%・151施設）・「まあ実施している」（11.4%・23施設）が合わせて86.2%にのぼった（表10.1）。

事前協議を実施している施設における実施のタイミングは、「面接の数日前」が52.3%（91施設）と最も多く、次いで「面接当日」が41.4%（72施設）であった（表10.2）。

事前協議を（基本的に・まあ）実施している施設においては、その実施方法は「主に対面で」が89.7%（156施設）を占め（表10.3）、実施時間は「30分～1時間未満」が61.5%（107施設）、次いで「1～2時間」が21.8%（38施設）であった（表10.4）。

また、事前協議を虐待案件への対応の中でどのように位置付けて取り組んでいるかについては、「重要事項の一つであり優先的に取り組んでいる」との回答が86.8%（151施設）からあった（表10.5）。

表 10.1 事前協議の実施の程度 (n=202)

	該当数	比率
基本的に実施している	151	74.8%
まあ実施している	23	11.4%
どちらとも言えない	12	5.9%
あまり実施していない	4	2.0%
実施していない	2	1.0%
無回答	10	5.0%
計	202	100.0%

表 10.2 事前協議の実施のタイミング (n=174:基本的に・まあ「実施している」施設)

	該当数	比率
面接の数日前	91	52.3%
面接前日	6	3.4%
面接当日	72	41.4%
その他	4	2.3%
無回答	1	0.6%
計	174	100.0%

注：複数回協議を行っている場合には、最も時間をかける協議について回答。

表 10.3 事前協議の実施方法 (n=174:基本的に・まあ「実施している」施設)

	該当数	比率
主に電話で	17	9.8%
主に対面で	156	89.7%
その他	1	0.6%
計	174	100.0%

表 10.4 事前協議の実施時間 (n=174:基本的に・まあ「実施している」施設)

	該当数	比率
30分未満	21	12.1%
30分～1時間未満	107	61.5%
1～2時間未満	38	21.8%
2時間以上	8	4.6%
計	174	100.0%

表 10.5 事前協議への取組の姿勢 (n=174:基本的に・まあ「実施している」施設)

	該当数	比率
重要事項の一つであり優先的に取り組んでいる	151	86.8%
重要事項であるが必ずしも優先的には取組めてはいない	19	10.9%
他にもより重要な事項があり、位置付けとして後回しになりがち	1	0.6%
その他	2	1.1%
無回答	1	0.6%
計	174	100.0%

事前協議において、表 10.6 の各項目をどの程度重視して検討/確認しているかを調査した。表 10.6 における、“平均”及び“差分”は、以下を示す。

- 平均：「非常に重視」から「全く重視しない」の 5 件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常に重視」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重視の度合いが高いことを示す。
- 差分：各項目の平均値と、表 10.6 に示したすべての項目の平均値との差を求めたもの。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより重視の度合いが高いといえる。

いずれの項目も平均が「1.0」以上の高い値を示し、重視して検討/確認されているといえるが、特に「子どもの年齢や特性（言語化能力や発達上の特徴など）、それに応じた適切なコミュニケーションについて」（差分：0.38）や、「面接実施前に聴取した事柄の内容」（差分：0.33）といった項目については、重視の度合いがより高いことがわかる。（表 10.6）

表 10.6 事前協議において重視して検討/確認する点 (n=174:基本的に・まあ「実施している」施設)

	平均	差分
ケース認知の経緯	1.44	0.08
面接実施前に聴取した事柄の内容	1.69	0.33
面接実施前の聴取のされ方(誰が、どのように)	1.45	0.09
協同面接実施の要否及び参加機関	1.30	-0.06
子どもの年齢や特性(言語化能力や発達上の特徴など)、それに応じた適切なコミュニケーションについて	1.73	0.38
家庭環境や保護者について事前に知り得た情報	1.42	0.07
立件に当たって確認が必要な事項	1.20	-0.16
福祉的な支援に当たって確認が必要な事項	1.21	-0.15
聴取可能な時間の上限について	1.03	-0.32
各機関における、保護者への対応方針	1.11	-0.25
上記の項目すべての平均値	1.36	

事前協議における検討内容を受け、協同面接実施前に何らかの情報収集の取組（保護者や幼稚園/保育園/小学校/中学校の先生、子どもがかかっている医療機関の医師等への聴取など）を行ったことがあるかについては、98 施設（56.3%）が「行ったことがある」と回答した（表 10.7）。

表 10.7 事前協議を受けての情報収集（*n*=174:基本的に・まあ「実施している」施設）

	該当数	比率
行ったことがある	98	56.3%
行ったことがない	68	39.1%
その他	6	3.4%
無回答	2	1.1%
計	174	100.0%

### 2.3.4. 協同面接実施に伴う他機関との事後協議

協同面接を実施した場合の事後協議（面接実施後における、関係機関による面接結果やケースの今後についての協議の場を指す。電話・対面等、手段・方法は問わない）については、「基本的に実施している」（53.0%・107 施設）、「まあ実施している」（18.3%・37 施設）が合わせて 71.3%にのぼった（表 11.1）。

事後協議を（基本的に・まあ）実施している施設においては、その実施方法は「主に対面」が 73.6%（106 施設）であった（表 11.2）。

また、事後協議を虐待案件への対応の中でどのように位置付けて取り組んでいるかについては、「重要事項の一つであり優先的に取り組んでいる」との回答が 84.7%（122 施設）であった（表 11.3）。

表 11.1 事後協議の実施の程度（*n*=202）

	該当数	比率
基本的に実施している	107	53.0%
まあ実施している	37	18.3%
どちらとも言えない	23	11.4%
あまり実施していない	7	3.5%
実施していない	15	7.4%
無回答	13	6.4%
計	202	100.0%

表 11.2 事後協議の実施方法 (n=144:基本的に・まあ「実施している」施設)

	該当数	比率
主に電話で	34	23.6%
主に対面で	106	73.6%
その他	4	2.8%
計	144	100.0%

表 11.3 事後協議への取組の姿勢 (n=144:基本的に・まあ「実施している」施設)

	該当数	比率
重要事項の一つであり優先的に取り組んでいる	122	84.7%
重要事項であるが必ずしも優先的には取組めてはいない	18	12.5%
他にもより重要な事項があり、位置付けとして後回しになりがち	2	1.4%
その他	1	0.7%
無回答	1	0.7%
計	144	100.0%

事後協議において、各項目をどの程度重視して検討/確認しているかを調査した。

表 11.4 における、“平均”及び“差分”は、以下を示す。

- 平均：「非常に重視」から「全く重視しない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常に重視」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重視の度合いが高いことを示す。
- 差分：各項目の平均値と、表 11.4 に示したすべての項目の平均値との差を求めたもの。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより重視の度合いが高いと言える。

「面接での良かった点や反省点の確認」(平均:0.65)は、他の項目に比べるとやや重視の度合いが低いといえるが、それ以外の項目はいずれも平均が「1.0」以上の高い値を示し、重視して検討/確認されているといえる。特に、「面接において聴取できた事柄の確認」(差分:0.35)や「子どもや保護者への各機関の今後の関わり方」(差分:0.26)、「子どもの安全確保に関する今後の方針」(差分:0.23)といった項目については、より重視の度合いが高いことがわかる。

(表 11.4)

表 11.4 事後協議において重視して検討/確認する点 (n=144: 基本的に・まあ「実施している」施設)

	平均	差分
面接において聴取できた事柄の確認	1.71	0.35
面接において聴取できなかった事柄の確認	1.44	0.08
再聴取の要否、その設定方針	1.30	-0.06
子どもの安全確保に関する今後の方針	1.59	0.23
子どもや保護者への各機関の今後の関わり方	1.61	0.26
面接での良かった点や反省点の確認	0.65	-0.70
協同面接実施後の子どもの反応の共有	1.21	-0.15
上記の項目すべての平均値	1.36	

### 2.3.5. 録画・録音データの取扱い

児童相談所が参加した協同面接において、捜査機関が保有する面接の録音・録画データを提供されたことが「ある」と回答した施設は 17.3% (35 施設) であった(表 12.1) (なお、「ない」との回答には、児童相談所が捜査機関に対して録音・録画データの提供を依頼したことがない場合を含む。)。どのようなケースについて提供がなされているかについては、研究会においても詳細な検討がなされており、その検討内容と併せて「5.4.1 録画・録音データの取扱いの状況」の記載を参照されたし。

また、捜査機関による録画・録音と並行して、児童相談所が録画・録音を行うことが「ある」と回答したのは 22.3% (45 施設) であった (表 12.2)。

表 12.1 捜査機関が保有する面接の録音・録音データの児相への提供 (n=202)

	該当数	比率
ある	35	17.3%
ない	155	76.7%
無回答	12	5.9%
計	202	100.0%

表 12.2 児相によって並行して録音・録画が行われるケース (n=202)

	該当数	比率
ある	45	22.3%
ない	140	69.3%
無回答	17	8.4%
計	202	100.0%



録音・録画データが「提供されないこと」による不利益やその懸念について調査したところ、「家庭裁判所への証拠提出ができず、児童福祉法 28 条に基づく施設入所の措置に差しさわりのある」について「実際不利益が生じた」との回答が 2 施設 (1.0%) から、「現状不利益は生じていないが懸念はある」との回答が 123 施設 (60.9%) からあった (表 12.3)。

「実際不利益が生じた」と回答した 2 施設に生じた不利益の詳細を尋ねたところ、うち 1 施設については、児童相談所において録音・録画データを有していた事案であり、もう 1 施設は、児童福祉法第 28 条の申立てにおいて、裁判所から求められた資料の提出ができず、疎明資料を欠く審問の行方に強い懸念を感じたとのことであったが、いずれも子どもに実質的な不利益が生じたものではなかった。また、「現状不利益は生じていないが懸念はある」と回答した施設に児童相談所が感じている懸念について確認したところ、例えば、「現状は書き起こした逐語録などを疎明資料として提出しており、判事も理解を示しているが、判事によっては判断も変わり得る(そのため、今後は、より疎明資料として明らかなさが勝る録音・録画データを提出したい)」といった点が上がっている。

また、「支援に関わる担当者が協同面接の様子を把握・共有できない」について「実際不利益が生じた」との回答が 19 施設 (9.4%) から、「現状不利益は生じていないが懸念はある」との回答が 102 施設 (50.5%) からあった (表 12.4)。

この点については、ケース担当者が交代する可能性もある中、「協同面接の録画データは、捜査資料でもあるが児相の重要なケース記録でもある」、「正確な子どもの面接内容の記録を残すことができず、ケース記録の正確さや詳細さに欠ける」といった意見があった。

**表 12.3 録音・録画データが「提供されないこと」による不利益:証拠提出ができず、児童福祉法28条に基づく施設入所の措置に差しさわりのある (n=202)**

	該当数	比率
実際不利益が生じた	2	1.0%
現状不利益は生じていないが懸念はある	123	60.9%
特に不利益も懸念もない	60	29.7%
無回答	17	8.4%
計	202	100.0%

**表 12.4 録音・録画データが「提供されないこと」による不利益:支援に関わる担当者が協同面接の様子を把握・共有できない (n=202)**

	該当数	比率
実際不利益が生じた	19	9.4%
現状不利益は生じていないが懸念はある	102	50.5%
特に不利益も懸念もない	63	31.2%
無回答	18	8.9%
計	202	100.0%

## 2.4.3 機関の連携体制

### 2.4.1. 協同面接に関する検討体制

中央児童相談所（58 施設から回答あり）を対象に、都道府県レベルにおける、協同面接の実施や3 機関連携に関して検討を行う会議の有無を調査したところ、「開催されている」との回答が 44 施設（75.9%）からあった（表 13.1）。

開催頻度は、「年 1 回」が 19 施設（43.2%）と最も多いが、「年 12 回」との回答も 2 施設からあった（表 13.2）。

会議が開催され始めたのは、「平成 28 年度」が最も多く、20 施設（45.5%）であった（表 13.3）。

会議への各機関からの参加者は、表 13.4 に示す。

会議においては、「協同面接の実施状況の共有」（35 施設・79.5%）や「対象となりうるケース発生時の連絡方法や連絡窓口について」（34 施設・77.3%）、「より効果的に協同面接を実施するための課題と施策について」（31 施設・70.5%）などが主に検討されている（表 13.5）。

表 13.1 都道府県レベルでの会議の有無（*n*=58:中央児相）

	該当数	比率
開催されている	44	75.9%
開催されていない	8	13.8%
わからない	1	1.7%
無回答	5	8.6%
計	58	100.0%

表 13.2 会議の1年間当たりの開催回数（*n*=44:開催されている地域）

	該当数	比率
1 回	19	43.2%
2 回	10	22.7%
3 回	4	9.1%
4 回	5	11.4%
6 回	1	2.3%
11 回	1	2.3%
12 回	2	4.5%
無回答	16	36.4%
計	58	100.0%

表 13.3 会議の開催開始時期（*n*=44:開催されている地域）

	該当数	比率
平成 24 年	1	2.3%
平成 25 年	1	2.3%
平成 26 年	2	4.5%
平成 27 年	6	13.6%
平成 28 年	20	45.5%
平成 29 年	5	11.4%
平成 30 年	5	11.4%
わからない	4	9.1%
計	44	100.00%

表 13.4 会議への各機関からの参加者（*n*=44:開催されている地域）

	該当数	比率
児相		
都道府県/政令市レベルで協同面接の実施を推進/ 管轄している部署の長や担当者	26	59.1%
中央児相の児童虐待担当課長等	38	86.4%
中央児相以外の児相の児童虐待担当課長等	31	70.5%
児相に所属する医師	2	4.5%
児相に所属する弁護士	13	29.5%
その他	9	20.5%
警察		
警察本部 生活安全部	39	88.6%
警察本部 刑事部	37	84.1%
警察本部 警務部	5	11.4%
所轄署 生活安全課	7	15.9%
所轄署 刑事課	6	13.6%
所轄署 警務課	0	0.0%
その他	1	2.3%
わからない	0	0.0%
検察		
地検の刑事部部長	17	38.6%
地検の担当検事	39	88.6%
支部の担当検事	18	40.9%
その他	17	38.6%
わからない	0	0.0%

表 13.5 会議における主な検討事項（*n*=44:開催されている地域）

	該当数	比率
協同面接の実施状況の共有	35	79.5%
対象となり得るケース発生時の連絡方法や連絡窓口について	34	77.3%
協同面接の対象とするケースの判断基準や実施の要否の決定方法について	20	45.5%
実施場所や面接官の決定方法について	14	31.8%
録画・録音データの取扱いについて	21	47.7%
面接後の各機関によるフォローアップの方法、連携における役割分担について	13	29.5%
より迅速に協同面接を実施するための課題と施策について	19	43.2%
より効果的に協同面接を実施するための課題と施策について	31	70.5%
その他	6	13.6%
計	44	100.0%

## 2.4.2. 協同面接に関する3機関合同での研修

協同面接に関する3機関合同での研修の開催状況について調査した。

協同面接に関して3機関が参加する合同研修が「開催されている」のは84施設（41.6%）であり（表 14.1）、そのうち59施設が平成30年度研修の開催頻度（予定も含む）は「年1回」と回答した（表 14.2）。

合同研修は、「都道府県レベル」での開催が79施設（開催している施設の94.0%）にのぼり、「地方検察庁支部レベル」での開催も19施設（同22.6%）あった（表 14.3）。

合同研修の内容としては、「協同面接（司法面接）の手法」（82施設・同97.6%）、「協同面接の理念や目的」（70施設・同83.3%）、「子どもへの事実確認に当たって気を付けるべきこと、聴取のノウハウ」（68施設・同81.0%）、「面接官の役割とスキル・ノウハウ」（64施設・同76.2%）、「バックスタッフの役割とスキル・ノウハウ」（57施設・同67.9%）といった基本的な知識やスキルに加え、「事例に基づくケーススタディやロールプレイなどの実践的な学び」（46施設・同54.8%）、「福祉の視点での行政の関わり（家庭復帰に向かっていくための支援方法、など）」（46施設・同54.8%）といった内容もあげられた（表 14.4）。

表 14.1 地域における3機関が参加する合同研修会の開催（*n*=202）

	該当数	比率
開催されている	84	41.6%
開催されていない	116	57.4%
無回答	2	1.0%
計	202	100.0%

表 14.2 平成 30 年度における合同研修会の開催回数 (n=84:開催されていると回答した児相)

	該当数	比率
1 回	59	70.2%
2 回	14	16.7%
3 回	3	3.6%
無回答	8	9.5%
計	84	100.0%

表 14.3 合同研修会の開催レベル (n=84:開催されていると回答した児相)

複数回答	該当数	比率
都道府県レベル	79	94.0%
地方検察庁支部レベル	19	22.6%
その他	5	6.0%
計	84	100.0%

その他: 地域(九州ブロックや東北・北海道ブロック)、警察実施の研究会への参加、大学が主催する研修会、等

表 14.4 合同研修会の内容 (n=84:開催されていると回答した児相)

複数回答	該当数	比率
協同面接の理念や目的	70	83.3%
子どもの特性(大人との違い)	49	58.3%
子どもへの事実確認に当たって気をつけるべきこと、聴取のノウハウ	68	81.0%
協同面接(司法面接)の手法	82	97.6%
面接官の役割とスキル・ノウハウ	64	76.2%
バックスタッフの役割とスキル・ノウハウ	57	67.9%
対象となる事例の発生～協同面接実施までの流れと各機関の役割	25	29.8%
子どもに対する、協同面接についての説明について(子どもの利益をいかに保全するか)	37	44.0%
好事例の共有	18	21.4%
失敗事例の共有	15	17.9%
捜査機関の業務(捜査～起訴までの流れ、など)	11	13.1%
福祉の視点での行政の関わり(家庭復帰に向かっていくための支援方法、など)	46	54.8%
事例に基づくケーススタディやロールプレイなどの実践的な学び	46	54.8%
その他	1	1.2%
計	84	100.0%

## 2.5. 児童相談所としての取組

### 2.5.1. 通知（平成27年10月）以前における

#### 司法面接手法の導入状況

平成27年10月の通知以前における、司法面接手法の導入状況を調査した。

虐待を受けた疑いのある児童を対象とした事実確認に司法面接の手法を「使っていた」のは、117施設（63.6%）であった（表15.1）。その導入時期は、早い施設で平成19年（8施設・6.8%）からで、平成22～23年（いずれも18施設・15.4%）の導入が最も多かった（表15.2）。

対象ケースは、「性的虐待が疑われるケース」（112施設・95.7%）が多くを占め、「性的虐待以外の虐待が疑われるケース」は33.3%（39施設）であった（表15.3）。

通知以前の実施件数は「無回答（回答できない）」が60.7%にのぼったが、21件を超える施設もみられた（都道府県/政令市による総計の回答を除き、施設単体での回答が11施設）（表15.4）。

平成27年10月の通知以前における、司法面接手法を用いた事実確認への警察・検察の関与は、「警察や検察は関与しなかった」が36.4%（67施設）であったが、「面接の書き起こし情報を警察又は検察に提供していた」（30施設・16.3%）、「警察又は検察にも情報提供し、面接への立会いを呼びかけていた」（28施設・15.2%）といった施設も多くみられた（表15.5）。

表 15.1 事実確認への司法面接手法の使用（*n*=184:中央児相からの一括回答を除外）

	該当数	比率
使っていた	117	63.6%
使っていない	61	33.2%
無回答	6	3.3%
計	184	100.0%

表 15.2 司法面接手法の導入時期（*n*=117:「使っていた」と回答した施設）

	該当数	比率
平成19年	8	6.8%
平成20年	6	5.1%
平成21年	9	7.7%
平成22年	18	15.4%
平成23年	18	15.4%
平成24年	9	7.7%
平成25年	17	14.5%
平成26年	10	8.5%
平成27年	4	3.4%
無回答	18	15.4%
計	117	100.0%

表 15.3 対象としていたケース (n=117:「使っていた」と回答した施設)

複数回答	該当数	比率
性的虐待が疑われるケース	112	95.7%
性的虐待以外の虐待が疑われるケース	39	33.3%
その他	14	12.0%
計	117	100.0%

その他:被措置児童の性的問題行動や性被害、加害のケース

表 15.4 司法面接手法の実施件数(通知前) (n=117:「使っていた」と回答した施設)

	該当数	比率
5 件以下	17	14.5%
6～10 件	5	4.3%
11～20 件	10	8.5%
21～60 件	11	9.4%
100～200 件*	2	1.7%
201 件以上*	1	0.9%
無回答	71	60.7%
計	117	100.0%

\*100 件を超える回答は、いずれも施設単体ではなく、都道府県又は政令市による総計の回答

表 15.5 司法面接の手法を使った事実確認面接への警察または検察の関与 (n=184:中央児相からの一括回答を除外)

複数回答	該当数	比率
警察または検察にも情報提供し、面接への立会いを呼びかけていた	28	15.2%
録画データを警察または検察に提供していた	21	11.4%
面接の書き起こし情報を警察または検察に提供していた	30	16.3%
その他	11	6.0%
警察や検察は関与しなかった	67	36.4%
計	184	100.0%

## 2.5.2. 司法面接研修の受講状況

平成 27 年 10 月の通知の前後を問わず、児童相談所における施設の職員の司法面接研修の受講状況を調査した。

施設の職員が受講した司法面接に関する研修は、「中央児相が県レベル（もしくは政令市/中核市レベル）で開催する研修」が 57.1%（105 施設）にのぼり、次いで「NPO や大学などが開催する研修」（50.0%・92 施設）が多かった（表 16.1）。

施設内における研修受講者の数は、「4～6 人」が 46 施設、「2～3 人」が 42 施設、「7～10 人」が 30 施設であった。一方、「0 人」（3 施設）や「1 人」（10 施設）という施設もみられた（表 16.3）。

司法面接に関する研修会の開催もしくは受講に伴う費用を賄う予算を「計上している」施設は 43 施設（23.4%）にとどまり、「計上していない」施設が 115 施設（62.5%）にのぼった（表 16.4）。

表 16.1 施設の職員が受講した研修（*n*=184: 中央児相からの一括回答を除外）

複数回答	該当数	比率
自施設が開催する自施設職員向けの研修	22	12.0%
中央児相が県レベル(もしくは政令市/中核市レベル)で開催する研修	105	57.1%
検察が開催する研修	35	19.0%
警察が開催する研修	31	16.8%
NPO や大学などが開催する研修	92	50.0%
その他	40	21.7%
受講者はいない	8	4.3%
計	184	100.0%

その他: 県の主管課が開催した研修や他県の研修への参加など

表 16.2 研修受講者の数の把握状況（*n*=184: 中央児相からの一括回答を除外）

	該当数	比率
把握している	173	94.0%
把握していない	9	4.9%
無回答	2	1.1%
計	184	100.0%



表 16.3 研修受講者の数 (n=173:回答があった施設)

	該当数	比率
0人	3	1.7%
1人	10	5.8%
2～3人	42	24.3%
4～6人	46	26.6%
7～10人	30	17.3%
11～20人	25	14.5%
21～40人	14	8.1%
41～75	3*	1.7%
計	173	100.0%

\*児相単位ではなく、都道府県もしくは政令市としての一括回答

表 16.4 研修会開催もしくは受講に伴う費用を賄う予算 (n=184:中央児相からの一括回答を除外)

	該当数	比率
計上している	43	23.4%
計上していない	115	62.5%
回答できない	24	13.0%
無回答	2	1.1%
計	184	100.0%

表 16.5 司法面接に関する研修会の開催もしくは受講に伴う費用を賄う予算 (n=184:中央児相からの一括回答を除外)

	該当数	比率
1～5万円未満	6	3.3%
5～10万円未満	10	5.4%
10～20万円未満	8	4.3%
20～50万未満	9	4.9%
50万～70万未満	6	3.3%
90万～101万未満	2	1.1%
160万～170万	1*	0.5%
計	184	100.0%

\*児相単位ではなく、都道府県もしくは政令市としての回答

### 2.5.3. 協同面接の実施のための児相の体制

中央児童相談所（58 施設から回答あり）を対象に、都道府県もしくは政令市/中核市における協同面接の実施を推進または管轄している部署について調査したところ、そうした部署が「ある」と回答したのは 17 施設（29.3%）であった（表 17.1）。

部署の開設時期は、早いところで「平成 13 年」（1 施設）、比較的新しいところとしては「平成 28 年」・「平成 29 年」（いずれも 2 施設）がみられた（表 17.2）。

部署が果たす主な役割としては、「協同面接（司法面接）や 3 機関連携に関する他機関との検討の場への参加」（17 施設）、「協同面接実施時のバックスタッフとしての参加」（15 施設）、「協同面接の対象となりうるケースにおける、検察との連絡窓口」（14 施設）、「協同面接（司法面接）や 3 機関連携に関する研修会の開催」（13 施設）などがあげられた（表 17.3）。

表 17.1 都道府県もしくは市レベルで児相における協同面接の実施を推進または管轄している部署  
(n=58: 中央児相)

	該当数	比率
ある	17	29.3%
ない	38	65.5%
無回答	3	5.2%
計	58	100.0%

表 17.2 部署の開設時期（n=17: 協同面接の実施を推進または管轄している部署が「ある」施設）

	該当数
平成 13 年	1
平成 19 年	1
平成 20 年	1
平成 23 年	3
平成 24 年	1
平成 25 年	2
平成 27 年	3
平成 28 年	2
平成 29 年	2
わからない・無回答	1
計	17

表 17.3 部署の果たす主な役割（ $n=17$ : 協同面接の実施を推進または管轄している部署が「ある」施設）

	該当数
協同面接(司法面接)や3機関連携に関する他機関との検討の場への参加	17
協同面接(司法面接)や3機関連携に関するルールの取りまとめ	12
協同面接(司法面接)や3機関連携に関する研修会の開催	13
協同面接(司法面接)や3機関連携に関するマニュアル等の作成	5
協同面接に関するデータや情報の取りまとめ	9
協同面接の対象となりうるケースにおける、警察との連絡窓口	12
協同面接の対象となりうるケースにおける、検察との連絡窓口	14
協同面接実施時の面接官としての参加	9
協同面接実施時のバックスタッフとしての参加	15
その他	1
計	17

その他：事前協議、アフターフォロー会議への参加

## 2.6. 協同面接の更なる推進に向けて

### 2.6.1. 協同面接の効果的な実施に重要なポイント

協同面接を効果的に実施するに当たり、表 18 の項目についてどの程度重要だと思うか、及び各項目についてどの程度実施できているかを調査した。表 18 の各数値は、以下を示す。

(重要度)

- 平均: 「非常に重要」から「全く重要でない」の 7 件法に (3)-(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)-(-3) を割り当て、各項目の平均値を算出した。「3.0」(「非常に重要」) を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。
- 差分: 各項目の平均値と、表 18 に示したすべての項目の平均値との差を求めた。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより重要度が高いと言える。

(実施状況)

- 平均: 「十分やれている」から「全くやれていない」の 5 件法に (2)-(1)-(0)-(-1)-(-2) を割り当て、各項目の平均値を算出した。「2.0」(「十分やれている」) を上限として正の方向に値が大きい方が、実施状況が良好であることを示す。

協同面接を効果的に実施するに当たっては、「十分なスキルを持つ面接官による面接の実施」(差分: 0.40) や、「協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け」(差分: 0.30)、「できるだけ早期における面接の実施」(差分: 0.28)、「面接実施前の、子どもの特性(言語化能力や発達上の特徴など)や適切なコミュニケーションについての検討」(差分: 0.20) といった項目が特に重要だと考えられていることがわかる。

一方で、各項目の取組状況を見てみると、「協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け」(0.98)、「面接実施前の、子どもの特性(言語化能力や発達上の特徴など)や適切なコミュニケーションについての検討」(1.01) については、比較的实施できていると考えられているが、それらの項目と比較すると、「できるだけ早期における面接の実施」(0.79) や「十分なスキルを持つ面接官による面接の実施」(0.60) については、実施できているとの認識はやや薄いといえる。(表 18)

表 18 協同面接を効果的に実施するに当たって重要だと思われる事柄 (n=202: 無回答については欠損値として除外)

	重要度		取組状況
	平均	差分	平均
面接実施前の不必要な聴取を避ける	2.32	0.05	0.95
保護者に対し不用意な質問を避けるよう依頼する	1.81	-0.45	0.55
協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機づけ	2.57	0.30	0.98
できるだけ早期における面接の実施	2.55	0.28	0.79
リラックスできる面接環境の設定	2.38	0.11	0.52
面接室や機材の充実などハード面の整備	2.09	-0.18	0.61
面接実施前の、面接で確認すべき事項や優先順位に関する合意	2.37	0.10	0.87
面接実施前の、子どもの特性(言語化能力や発達上の特徴など)や適切なコミュニケーションについての検討	2.47	0.20	1.01
十分なスキルを持つ面接官による面接の実施	2.67	0.40	0.60
インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論	2.29	0.02	0.69
バックスタッフの取りまとめ役が存在	1.80	-0.47	0.32
面接実施後の振り返り・反省点の検討	1.89	-0.38	0.31
上記の項目すべての平均値	2.27		-

## 2.6.2. 自身の業務や組織、連携先機関について

児童相談所において、自身の業務や組織、連携先の機関についてどのように感じているかについて調査した。

表 19 の各数値は、以下を示す。

- 平均：「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の 5 件法に (2)-(1)-(0)-(-1)-(-2) を割り当て、各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常にそう思う」）を上限として正の方向に値が大きい方が、項目への同意が強いことを示す。\*で示した逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）についても同様に、正の方向に値が大きい方が、項目への同意が強いことを示すが、逆転項目については負の方向に値が大きい（例えば、「職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる」は「そうは思わない」度合いが高い）方が望ましいといえる。
- 差分：各項目の平均値と、表 19 に示したすべての項目の平均値との差を求めた。差分の数値が正の方向に大きい項目ほど、小さい項目に比べてより同意の度合いが高いと言える。但し、\*で示した逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）については、-1 をかけたうえで、項目すべての平均値と比較しており、差分の数値が正の方向に大きい項目ほど、小さい項目に比べて同意の程度が低い（例えば、「職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる」の差分の数値が正の方向に大きいため、「そうは思わない」度合いが他よりも高く望ましい）ことを示す。

自身の業務や児童相談所の組織については、比較的平均の値が高く（逆転項目においては低く）、特に、「警察や検察との会議に上司は積極的に参加している」（1.11）や「協同面接の推進に上司も積極的である」（1.06）といった項目については評価が高いといえる。一方で、「協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い」（-0.01）や「連携先担当者によく意見交換をする」（0.02）、「連携先担当者/関係者と顔をあわせる機会が多い」（0.18）といった連携先機関に関する項目の評価は低めであった。（表 19）

表 19 自分の業務や組織、連携先の機関について (n=202:無回答については欠損値として除外)

	児相	
	平均	差分
<u>自分の業務について</u>		
協同面接に時間が取られ、他の仕事が終わらない*	-0.8	0.24
協同面接に関しては、業務時間外の仕事が多い*	-0.85	0.29
通常業務が多く協同面接の運用まで手が回らない*	-0.52	-0.04
<u>児相の組織について</u>		
協同面接の重要性が職員に広く共有されている	0.78	0.22
職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる*	-0.57	0.01
協同面接の推進に上司も積極的である	1.06	0.50
警察や検察との会議に上司は積極的に参加している	1.11	0.55
<u>連携先機関に関して</u>		
連携先担当者の名前と顔がわかる	0.71	0.15
連携先担当者/関係者と顔をあわせる機会が多い	0.18	-0.38
連携先担当者によく意見交換をする	0.02	-0.54
連携先の考え方、事情がわかる	0.33	-0.23
協同面接の重要性が、機関同士でしっかりと共有されていると感じる	0.32	-0.24
協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い*	-0.01	-0.55
上記の項目すべての平均値**	0.56	

\*逆転項目 (他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目)

\*\*項目すべての平均点については、逆転項目には(-1)をかけたうえで平均値を算出

### 2.6.3. 協同面接の更なる推進に当たって重要な事柄

協同面接を更に推進するに当たり、表 20.1 の項目についてどの程度重要だと感じているかを調査した。表 20.1 の各数値は、それぞれ以下を表す。

- 平均：「非常に重要」から「全く重要でない」の 5 件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、平均値を算出した。「2.0」（「非常に重要」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。
- 差分：各項目の平均値と、表 20.1 に示したすべての項目の平均値との差を求めたもの。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより重要度が高いと言える。

いずれの項目も平均が「1.0」（「まあ重要」）を上回る高い値を示し、重要だと考えられていることがわかる。その中でも特に重要だと考えられているのは「協同面接に取り組む人材の育成スキルアップ」（差分：0.23）、「子どもの利益をいかに保全するか（処罰感情が追いつかない場合の対応など）についての議論、ルール作り」（差分：0.13）、「福祉的な支援（保護者への支援も含む）と司法の捜査のバランスについての議論、ルール作り」（差分：0.11）であった。また、「他機関の担当者との信頼関係の構築」（差分：0.10）や「他機関の業務や立場、目的についてのより深い理解」（差分：0.07）といった項目も重要だと考えられている。（表 20.1）

一方、各項目の取組の状況を表 20.2 に示す。特に重要度が高い項目である「協同面接に取り組む人材の育成スキルアップ」については、「既に取り組が進んでいる」（26.2%・53 施設）・「取組みつつある」（56.4%・114 施設）との回答が多数を占め、また、3 機関における取組である「他機関の担当者との信頼関係の構築」や「他機関の業務や立場、目的についてのより深い理解」についても、「取組みつつある」（それぞれ、66.3%・61.4%）と取組が進みつつあることがわかる。一方で、「子どもの利益をいかに保全するか（処罰感情が追いつかない場合の対応など）についての議論、ルール作り」や「福祉的な支援（保護者への支援も含む）と司法の捜査のバランスについての議論、ルール作り」においては、「まだ取組が進んでいない」がそれぞれ 61.9%・62.4%を占め、取組が進んでいないことが窺われる。（表 20.2）



表 20.1 協同面接を更に推進するに当たっての重要度 (rf202:無回答については欠損値として除外)

	平均	差分
<u>組織内における取組</u>		
協同面接の重要性の、現場職員への浸透	1.18	-0.20
協同面接に取り組む人材の育成スキルアップ	1.61	0.23
協同面接実施に当たっての組織内のルール整備	1.22	-0.16
組織内ルールを適切に運用するための体制・プロセス作り	1.18	-0.20
<u>3機関間における取組</u>		
協同面接の重要性についての現場関係者間での共有	1.43	0.04
他機関の担当者との信頼関係の構築	1.48	0.10
他機関の業務や立場、目的についてのより深い理解	1.45	0.07
3機関間で課題や改善策を検討できる場の整備	1.38	-0.01
協同面接実施に当たっての3機関間におけるルール整備	1.40	0.02
機関間ルールを適切に運用するための体制・プロセス作り	1.26	-0.12
子どもの利益をいかに保全するか(処罰感情が追いつかない場合の対応など)についての議論、ルール作り	1.51	0.13
福祉的な支援(保護者への支援も含む)と司法の捜査のバランスについての議論、ルール作り	1.50	0.11
上記の項目すべての平均値	1.38	

表 20.2 取組の状況 (n=202)

		既に取り組が 進んでいる	取り組み つつある	まだ取組 が進んで いない	取り組む 必要が ない	無回答
<u>組織内における取組</u>						
協同面接の重要性の、現場職員への浸透	該当数	68	103	28	1	2
	比率	33.7%	51.0%	13.9%	0.5%	1.0%
協同面接に取り組む人材の育成スキルアップ	該当数	53	114	32	1	2
	比率	26.2%	56.4%	15.8%	0.5%	1.0%
協同面接実施にあたっての 組織内のルール整備	該当数	35	83	79	3	2
	比率	17.3%	41.1%	39.1%	1.5%	1.0%
組織内ルールを適切に運用するための 体制・プロセス作り	該当数	31	81	85	3	2
	比率	15.3%	40.1%	42.1%	1.5%	1.0%
<u>3機関間における取組</u>						
協同面接の重要性についての 現場関係者間での共有	該当数	40	113	46	1	2
	比率	19.8%	55.9%	22.8%	0.5%	1.0%
他機関の担当者との信頼関係の構築	該当数	17	134	48	1	2
	比率	8.4%	66.3%	23.8%	0.5%	1.0%
他機関の業務や立場、 目的についてのより深い理解	該当数	15	124	60	1	2
	比率	7.4%	61.4%	29.7%	0.5%	1.0%
3機関間で課題や改善策を検討できる場の整備	該当数	33	96	70	1	2
	比率	16.3%	47.5%	34.7%	0.5%	1.0%
協同面接実施に当たっての 3機関間におけるルール整備	該当数	26	93	79	1	3
	比率	12.9%	46.0%	39.1%	0.5%	1.5%
機関間ルールを適切に運用するための 体制・プロセス作り	該当数	20	79	100	1	2
	比率	9.9%	39.1%	49.5%	0.5%	1.0%
子どもの利益をいかに保全するか (処罰感情が追いつかない場合の対応など) についての議論、ルール作り	該当数	10	64	125	1	2
	比率	5.0%	31.7%	61.9%	0.5%	1.0%
福祉的な支援(保護者への支援も含む)と司法の 捜査のバランスについての議論、ルール作り	該当数	6	66	126	1	3
	比率	3.0%	32.7%	62.4%	0.5%	1.5%

## 2.6.4. 3機関における協同面接に関するルール

協同面接の円滑な運用・推進のために、複数の項目に関して3機関間におけるルールの策定をどの程度重要だと感じているかを調査した結果を表21.1に示す。

“平均”及び“差分”は、以下を表す。

- 平均：「非常に重要」から「全く重要でない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、平均値を算出した。「2.0」（「非常に重要」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。
- 差分：各項目の平均値と、表21.1に示したすべての項目の平均値との差を求めたもの。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより重要度が高いと言える。

特に重要性が高いと考えられている項目は、「協同面接実施の要否の判断基準、方法」（差分：0.24）、「面接前の協議事項について」（差分：0.22）、「情報共有するケースに関する基準」（差分：0.20）、「録画・録音データの取扱いについて」（差分：0.18）であった。（表21.1）

表 21.1 3機関におけるルールの合意の重要性（*n*=202:無回答については欠損値として除外）

	平均	差分
情報共有するケースに関する基準	1.32	0.20
連絡窓口や連絡方法	1.25	0.14
協同面接実施の要否の判断基準、方法	1.35	0.24
面接前の協議事項について	1.34	0.22
面接前の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	1.01	-0.11
面接前の協議への参加主体について	1.03	-0.09
面接への参加主体について	1.05	-0.06
面接官の決定方法や基準	1.07	-0.05
面接場所の決定方法や基準	0.96	-0.15
協同面接実施までの日数について	1.12	0.01
録画・録音データの取扱いについて	1.29	0.18
面接後の協議事項について	1.10	-0.02
面接後の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	0.80	-0.31
面接後の協議への参加主体について	0.87	-0.25
面接後の各機関によるフォローアップの方法、連携における役割分担について	1.18	0.06
上記の項目すべての平均値	1.11	

一方、各項目のルールの整備状況を表21.2に示す。最も重要性が高いと考えられている「協同面接実施の要否の判断基準、方法」については、62.9%が「3機関におけるルールはない」との回答であった。他の重要度が高い項目（「面接前の協議事項について」・「情報共有するケースに関する基準」・「録画・録音データの取扱いについて」）についても、明文化もしくは運用上のルールがあるとの回答はいずれも3～5割にとどまり、ルールの合意の重要度（ニーズ）に

対してルールが整備されていない状況が窺われるところ、個別事案ごとの対応が必要であるため、明確なルールが定めにくいことなどが原因として考えられる。（表 21.2）

表 21.2 3機関で合意したルールの有無（*n*=202）

		明文化された ルールがある	運用上の ルールがある	3機関間 における ルールはない	無回答
情報共有するケースに関する基準	該当数	55	42	96	9
	比率	27.2%	20.8%	47.5%	4.5%
連絡窓口や連絡方法	該当数	69	91	37	5
	比率	34.2%	45.0%	18.3%	2.5%
協同面接実施の要否の判断基準、方法	該当数	24	46	127	5
	比率	11.9%	22.8%	62.9%	2.5%
面接前の協議事項について	該当数	18	49	127	8
	比率	8.9%	24.3%	62.9%	4.0%
面接前の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	該当数	23	46	127	6
	比率	11.4%	22.8%	62.9%	3.0%
面接前の協議への参加主体について	該当数	22	66	107	7
	比率	10.9%	32.7%	53.0%	3.5%
面接への参加主体について	該当数	34	60	102	6
	比率	16.8%	29.7%	50.5%	3.0%
面接官の決定方法や基準	該当数	17	42	138	5
	比率	8.4%	20.8%	68.3%	2.5%
面接場所の決定方法や基準	該当数	26	40	131	5
	比率	12.9%	19.8%	64.9%	2.5%
協同面接実施までの日数について	該当数	2	24	171	5
	比率	1.0%	11.9%	84.7%	2.5%
録画・録音データの取扱いについて	該当数	26	58	113	5
	比率	12.9%	28.7%	55.9%	2.5%
面接後の協議事項について	該当数	10	37	150	5
	比率	5.0%	18.3%	74.3%	2.5%
面接後の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	該当数	3	33	157	9
	比率	1.5%	16.3%	77.7%	4.5%
面接後の協議への参加主体について	該当数	6	37	150	9
	比率	3.0%	18.3%	74.3%	4.5%
面接後の各機関によるフォローアップの方法、 連携における役割分担について	該当数	3	21	169	9
	比率	1.5%	10.4%	83.7%	4.5%

## 3. 3 機関間における共通する意識とギャップ

### 3.1. 分析の手法とデータの見方

協同面接を効果的に実施するに当たり重要だと考える事柄や、所属する組織や連携先の機関についてどのように感じているか、協同面接を更に推進するに当たって重要だと考える事柄などについて、児童相談所に加え、警察・検察にも回答を依頼した。

本分析の目的は、各機関においてそれぞれが重要だと考える項目を把握し、関連機関が共通して持っている意識及び機関間で相違がある意識の理解を深めることを目的とする。

(本調査の限界と留意すべき点)

回答を依頼した児童相談所・警察・検察における、回答組織の位置付けや数、また調査手法(児相は調査会社からの直接郵送調査、警察・検察は本庁・本省がメールにて依頼・回収する形で実施)が異なるため、各機関の回答の数値を機関間で単純に比較することは適切ではない。あくまで、各機関がどのような項目をより重要だと感じているかを把握するための分析であることに留意されたし。

### 3.2. 協同面接の効果的な実施に重要なポイント

協同面接を効果的に実施するに当たって、複数の項目についてどの程度重要だと思うかを3機関の担当者に調査した結果を表22に示す(児童相談所については、再掲)。“平均”及び“差分”は、以下を表す。

- 平均: 「非常に重要」から「全く重要でない」の7件法に(3)-(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)-(-3)を割り当て、機関ごとに各項目の平均値を算出した。「3.0」(「非常に重要」)を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。
- 差分: 機関ごとに、各項目の平均値と表22に示したすべての項目の平均値との差を求めた。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより機関内において重要度が高いと考えられているといえる。

「できるだけ早期における面接の実施」(差分について児相: 0.28、警察: 0.37、検察: 0.39)や「十分なスキルを持つ面接官による面接の実施」(差分について児相: 0.40、警察: 0.16、検察: 0.31)、「面接実施前の、子どもの特性(言語化能力や発達上の特徴など)や適切なコミュニケーションについての検討」(差分について児相: 0.20、警察: 0.26、検察: 0.41)といった項目は、いずれの機関においても特に重要だと考えられている。

一方で、「面接前の不必要な聴取を避ける」(差分について児相: 0.05、警察: 0.07、検察: 0.57)については、検察における重要性の認識と他の2機関との認識に差が見られた。また、「協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け」(差分について児相: 0.30、警察: -0.21、検察: -0.19)についても、児童相談所における重要性の認識と他の2機関との認識にギャップが見られた。(表22)

※「保護者に対し不用意な質問を避けるように依頼する」についても、児童相談所と他の2機関との認識に差が見られた。この点、捜査機関においては、記憶の汚染を避けて供述の信用性を確保するという観点を重視する傾向にあるものと思われた。なお、研究会においては、そもそも児童相談所が関わる協同面接においては、多くのケースが一時保護された児童が対象であり、面接が終了するまでは保護者に会う機会がないため、そもそも保護者に質問を避けるよう依頼する必要性がないため、このような結果になっている可能性があるとの指摘もあった。

表 22 協同面接を効果的に実施するに当たって重要だと思われる事柄 (n=児相 202、警察 47、検察 50: 無回答については欠損値として除外)

	児相		警察		検察	
	平均	差分	平均	差分	平均	差分
面接実施前の不必要な聴取を避ける	2.32	0.05	2.43	0.07	2.70	0.57
保護者に対し不用意な質問を避けるよう依頼する	1.81	-0.45	2.47	0.11	2.54	0.41
協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け	2.57	0.30	2.15	-0.21	1.94	-0.19
できるだけ早期における面接の実施	2.55	0.28	2.72	0.37	2.52	0.39
リラックスできる面接環境の設定	2.38	0.11	2.36	0.01	1.98	-0.15
面接室や機材の充実などハード面の整備	2.09	-0.18	2.15	-0.21	1.62	-0.51
面接実施前の、面接で確認すべき事項や優先順位に関する合意	2.37	0.10	2.38	0.03	2.24	0.11
面接実施前の、子どもの特性(言語化能力や発達上の特徴など)や適切なコミュニケーションについての検討	2.47	0.20	2.62	0.26	2.54	0.41
十分なスキルを持つ面接官による面接の実施	2.67	0.40	2.51	0.16	2.44	0.31
インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論	2.29	0.02	2.49	0.13	2.28	0.15
バックスタッフの取りまとめ役の存在	1.80	-0.47	2.13	-0.23	1.28	-0.85
面接実施後の振り返り・反省点の検討	1.89	-0.38	1.85	-0.50	1.48	-0.65
組織における上記の項目すべての平均値	2.27		2.35		2.13	

### 3.3. 協同面接を更に推進するに当たり重要なこと

協同面接を更に推進するに当たり、複数の項目についてどの程度重要だと感じているかを3機関の担当者に調査した結果を表23に示す（児童相談所については、再掲）。“平均”及び“差分”は、以下を表す。

- 平均：「非常に重要」から「全く重要でない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、機関ごとに各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常に重要」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。
- 差分：機関ごとに、各項目の平均値と表23に示したすべての項目の平均値との差を求めた。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより機関内において重要度が高いと考えられているといえる。

いずれの機関においても、「協同面接に取り組む人材の育成・スキルアップ」（差分について児相：0.23、警察：0.20、検察：0.41）や「他機関の担当者との信頼関係の構築」（差分について児相：0.10、警察：0.12、検察：0.35）といった項目は、特に重要だと考えられている。

一方で、「子どもの利益をいかに保全するか（処罰感情が追いつかない場合の対応など）についての議論、ルール作り」（差分について児相：0.13、警察：-0.07、検察：-0.31）や「福祉的な支援（保護者への支援も含む）と司法の捜査のバランスについての議論、ルール作り」（差分について児相：0.11、警察：-0.14、検察：-0.29）については、児童相談所における重要性の認識と他の2機関との認識にギャップが見られた。

表 23 協同面接を更に推進するに当たって重要な事柄（*IF*児相 202、警察 47、検察 50:無回答については欠損値として除外）

	児相		警察		検察	
	平均	差分	平均	差分	平均	差分
<u>組織内における取組</u>						
協同面接の重要性の、現場職員への浸透	1.18	-0.20	1.79	0.27	1.32	-0.09
協同面接に取り組む人材の育成スキルアップ	1.61	0.23	1.72	0.20	1.82	0.41
協同面接実施にあたっての組織内のルール整備	1.22	-0.16	1.45	-0.07	1.22	-0.19
組織内ルールを適切に運用するための体制・プロセス作り	1.18	-0.20	1.45	-0.07	1.18	-0.23
<u>3機関間における取組</u>						
協同面接の重要性についての現場関係者間での共有	1.43	0.04	1.72	0.20	1.62	0.21
他機関の担当者との信頼関係の構築	1.48	0.10	1.64	0.12	1.76	0.35
他機関の業務や立場、目的についてのより深い理解	1.45	0.07	1.43	-0.10	1.66	0.25
3機関間で課題や改善策を検討できる場の整備	1.38	-0.01	1.36	-0.16	1.48	0.07
協同面接実施にあたっての3機関間におけるルール整備	1.40	0.02	1.40	-0.12	1.34	-0.07
機関間ルールを適切に運用するための体制・プロセス作り	1.26	-0.12	1.47	-0.05	1.34	-0.07
子どもの利益をいかに保全するか(処罰感情が追いつかない場合の対応など)についての議論、ルール作り	1.51	0.13	1.45	-0.07	1.10	-0.31
福祉的な支援(保護者への支援も含む)と司法の捜査のバランスについての議論、ルール作り	1.50	0.11	1.38	-0.14	1.12	-0.29
組織における上記の項目すべての平均値	1.38		1.52		1.41	



### 3.4.3 機関におけるルールの策定の重要度

協同面接の円滑な運用・推進のために、複数の項目に関して3機関間におけるルールの策定をどの程度重要だと考えているかを3機関の担当者に調査した結果を表24に示す（児童相談所については、再掲）。“平均”及び“差分”は、以下を表す。

- 平均：「非常に重要」から「全く重要でない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、機関ごとに各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常に重要」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。
- 差分：機関ごとに、各項目の平均値と表24に示したすべての項目の平均値との差を求めた。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより機関内において重要度が高いと考えられているといえる。

いずれの機関においても、「情報共有するケースに関する基準」（差分について児相：0.20、警察：0.22、検察：0.45）や「連絡窓口や連絡方法」（差分について児相：0.14、警察：0.28、検察：0.81）、「協同面接実施の要否の判断基準、方法」（差分について児相：0.24、警察：0.27、検察：0.29）、「面接前の協議事項について」（差分について児相：0.22、警察：0.30、検察：0.21）といった、協同面接の実施の入り口に関するルールの整備が特に重要だと考えられている。また、「録画・録音データの取り扱いについて」（差分について児相：0.18、警察：0.16、検察：0.33）も、重要視されている。（表24）

表 24 3機関におけるルールの合意の重要性（*n*=児相 202、警察 47、検察 50: 無回答については欠損値として除外）

	児相		警察		検察	
	平均	差分	平均	差分	平均	差分
情報共有するケースに関する基準	1.32	0.20	1.57	0.22	1.38	0.45
連絡窓口や連絡方法	1.25	0.14	1.64	0.28	1.74	0.81
協同面接実施の要否の判断基準、方法	1.35	0.24	1.63	0.27	1.22	0.29
面接前の協議事項について	1.34	0.22	1.66	0.30	1.14	0.21
面接前の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	1.01	-0.11	1.36	0.01	0.48	-0.45
面接前の協議への参加主体について	1.03	-0.09	1.32	-0.04	0.88	-0.05
面接への参加主体について	1.05	-0.06	1.36	0.01	1.08	0.15
面接官の決定方法や基準	1.07	-0.05	1.30	-0.06	0.68	-0.25
面接場所の決定方法や基準	0.96	-0.15	1.17	-0.19	0.42	-0.51
協同面接実施までの日数について	1.12	0.01	1.53	0.18	0.82	-0.11
録画・録音データの取り扱いについて	1.29	0.18	1.51	0.16	1.26	0.33
面接後の協議事項について	1.10	-0.02	1.17	-0.18	0.86	-0.07
面接後の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	0.80	-0.31	0.91	-0.44	0.26	-0.67
面接後の協議への参加主体について	0.87	-0.25	0.96	-0.40	0.66	-0.27
面接後の各機関によるフォローアップの方法、連携における役割分担について	1.18	0.06	1.23	-0.12	1.14	0.21
組織における上記の項目すべての平均値	1.11		1.36		0.93	

### 3.5.自身の業務や組織、連携先機関について

自身の業務や組織、連携先の機関についてどのように感じているかを3機関の担当者に調査した結果を表25に示す（児童相談所については、再掲）。“平均”及び“差分”は、以下を表す。

- 平均：「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、機関ごとに各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常にそう思う」）を上限として正の方向に値が大きい方が、同意の程度が高いことを示す。\*で示した逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）についても同様に、正の方向に値が大きい方が、項目への同意が強いことを示すが、逆転項目については負の方向に値が大きい（例えば、「職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる」は「そうは思わない」程度が高い）方が望ましいといえる。
- 差分：機関ごとに、各項目の平均値と表25に示したすべての項目の平均値との差を求めた。差分の数値が大きい項目ほど、小さい項目に比べてより機関内において重要度が高いと考えられているといえる。但し、\*で示した逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）については、-1をかけたうえで、項目すべての平均値と比較しており、差分の数値が正の方向に大きい項目ほど、小さい項目に比べて同意の程度が低い（例えば、「職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる」の差分の数値が正の方向に大きければ、「そうは思わない」程度が他よりも高く望ましい）ことを示す。

自身が所属する組織についての認識は機関ごとに傾向が異なるが、項目「協同面接の推進に上司も積極的である」（差分について児相：0.55、警察：0.57、検察：0.59）はいずれの機関も高い同意を示し、3機関とも組織として協同面接に前向きに取り組んでいることが窺われる。

連携先機関についての項目「協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い」（平均について児相：-0.01、警察：-0.47、検察：-0.22）は、いずれの機関も負（「そうは思わない」）の数値を示してはいるがその程度は低く、「協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い」という認識がやや強いことを示した。

また、連携先機関についてのその他の項目については、児童相談所と他2機関とでやや異なる傾向（児童相談所においては「連携先担当者によく意見交換する」（児相差分：-0.49）といった項目の平均値が低い、など）を示したが、その背景としては、福祉機関である児童相談所と、捜査を共に行う警察・検察の役割や目的の違いを考慮する必要があると考えられる。（表25）

表 25 自分の業務や職場、連携先の機関について

	児相		警察		検察	
	平均	差分	平均	差分	平均	差分
<u>所属する組織について</u>						
協同面接の重要性が職員に広く共有されている	0.78	0.27	0.47	-0.36	1.10	0.19
職員によって協同面接の運用に関する 意見が異なることに困難を感じる*	-0.57	0.06	0.02	-0.85	-0.80	-0.11
協同面接の推進に上司も積極的である	1.06	0.55	1.40	0.57	1.50	0.59
警察や検察との会議に上司は積極的に参加している	1.11	0.60	1.30	0.47	0.72	-0.19
<u>連携先機関に関して</u>						
連携先担当者の名前と顔がわかる	0.71	0.20	1.40	0.57	1.22	0.31
連携先担当者/関係者と顔をあわせる機会が多い	0.18	-0.33	0.81	-0.02	0.96	0.05
連携先担当者によく意見交換をする	0.02	-0.49	0.79	-0.04	0.88	-0.03
連携先の考え方、事情がわかる	0.33	-0.18	0.79	-0.04	0.86	-0.05
協同面接の重要性が、機関同士でしっかりと 共有されていると感じる	0.32	-0.19	0.91	0.08	0.88	-0.03
協同面接の運用や目的に関して、 他機関と意見が異なることが多い*	-0.01	-0.50	-0.47	-0.36	-0.22	-0.69
組織における上記の項目すべての平均値**	0.51		0.83		0.91	

\*逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）

\*\*項目すべての平均点については、逆転項目には(-1)をかけたうえで平均値を算出

## 4. 協同面接の効果の実感と関連する項目

### 4.1. 協同面接の効果の実感

児童相談所における協同面接への取組の程度を評価するため、過去1年間で関わった協同面接の効果についての実感を調査した7項目（表26.1、各項目の結果については2.2参照）を数値化（「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた）し、一施設ごとにそれら7項目の総計を算出した。なお、\*で示した逆転項目（他の質問項目とは測定向きが逆になっている項目で、負の方向に値が大きいほうが望ましい）については、(-1)をかけた上で総計値を算出した。

7項目の総計は理論上(-14)～(14)に分布し、その数値が高いほうが協同面接の効果の実感が高いといえる。その分布を表26.2に示す。

表 26.1 協同面接の効果についての実感に関する項目

協同面接は、子どもの負担の軽減に繋がっている
協同面接は、子どもの供述内容の信頼性の向上に繋がっている
3機関の連携により、ケースワークが円滑になった
協同面接が、子どもの利益の保護に繋がっているか自信が持てない*
協同面接は、労力の割にうまくいかないことが多い*
協同面接に関わることにやりがいを感じる
協同面接は、実施によって得られる利益よりも、実施に伴う負担の方が大きい*

\*逆転項目：他の質問項目とは測定向きが逆になっている項目

表 26.2 協同面接の効果についての実感に関する7項目の総計の分布 (n=185)

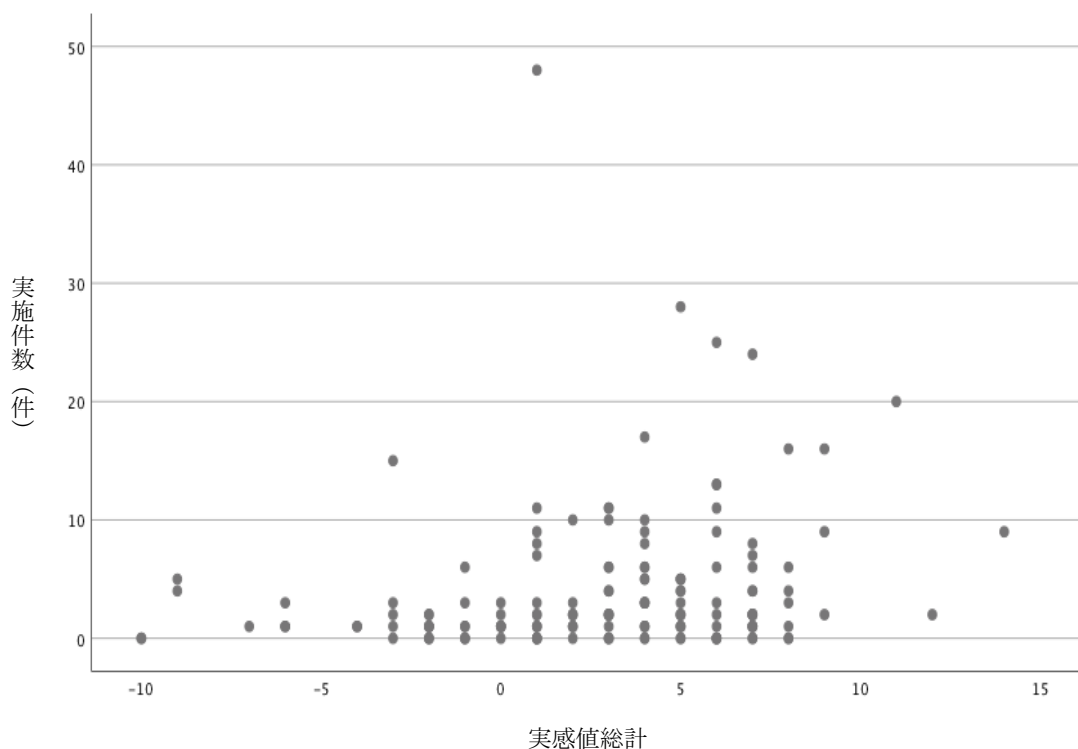
	該当数	比率
-10	2	1.1%
-9	2	1.1%
-7	1	0.5%
-6	3	1.6%
-4	2	1.1%
-3	5	2.7%
-2	11	5.9%
-1	7	3.8%
0	10	5.4%
1	20	10.8%
2	9	4.9%
3	18	9.7%
4	18	9.7%
5	17	9.2%
6	18	9.7%
7	16	8.6%
8	9	4.9%
9	14	7.6%
11	1	0.5%
12	1	0.5%
14	1	0.5%
計	185	100.0%

**参考：**

参考までに、協同面接の効果についての実感に関する項目の施設ごとの総計と、平成 29 年度の協同面接の実施件数の散布を示す（表 26.3）。面接の実施件数は児童相談所の施設規模や相談件数等の影響が大きいため、単純に担当者の実感と件数を比較することは適切でないが、両者の間には弱いながらも相関が確認された（表 26.4）。

協同面接の取組を評価するに当たって、今後どのような評価指標（担当者の主観的評価、実施件数などの客観的数値、など）を用いるかについては、慎重な検討が必要な課題だと思われる。

**表 26.3 協同面接の効果についての実感に関する項目の総計と平成 29 年度面接実施件数の散布**



**表 26.4 協同面接の効果についての実感に関する項目の総計と平成 29 年度面接実施件数の相関**

複数回答		平成 29 年度面接実施件数
協同面接の効果についての	Peason の相関係数	.209**
実感に関する項目の総計	有意確率	.009
	<i>n</i>	155

注：\*： $p < 0.05$ , \*\*： $p < 0.01$ , \*\*\*： $p < 0.001$

## 4.2.実施体制等、客観的に評価が可能な項目について

### 4.2.1. 分析手法

協同面接の効果についての実感と、協同面接実施の体制や3機関合同での会議体や研修の有無、明文化されたルールの有無など、客観的に評価が可能な体制やルール等の整備状況との関係についての分析を行った。分析は、協同面接の効果についての実感に関する7項目の総計値(4.1参照)を従属変数とする重回帰分析を、ステップワイズ法を用いて行った。なお、欠損値があるケースはリストワイズ除去を行っている。

独立変数の候補として検討を行った変数(以下の基準に従って除外した変数を含む)を表27.1に示す。

(変数選択の基準)

- ① 変数同士で強い相関を示したもの(相関係数を $r$ とし、 $|r|=0.7\sim 1.0$ であったもの)
- ② 2変数の一方のサンプルサイズが10を下回ったもの

表 27.1 独立変数の候補として検討を行った変数

候補として検討を行った変数	除外の有無及びその理由
都道府県もしくは政令市/中核市における協同面接推進部署の有無*1	
都道府県レベルの3機関合同での会議の頻度(年2回以上か否か)*2	
3機関合同での研修会の有無*3	
事前協議の実施状況*4	
事後協議の実施状況*4	
3機関間におけるルールの有無(明文化されたルールがあるか否か)*5	
① 情報共有するケースに関する基準	
② 連絡窓口や連絡方法	
③ 協同面接実施の要否の判断基準、方法	
④ 面接前の協議事項について	
⑤ 面接前の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	
⑥ 面接前の協議への参加主体について	⑦との相関が強く除外
⑦ 面接への参加主体について	
⑧ 面接官の決定方法や基準	
⑨ 面接場所の決定方法や基準	⑧との相関が強く除外
⑩ 協同面接実施までの日数について	サンプルサイズにより除外
⑪ 録画・録音データの取り扱いについて	
⑫ 面接後の協議事項について	
⑬ 面接後の協議方法(対面/電話、日時の設定等)について	サンプルサイズにより除外
⑭ 面接後の協議への参加主体について	
⑮ 面接後の各機関によるフォローアップの方法、連携における役割分担について	

\*1: 都道府県もしくは政令市/中核市の中央児相が、協同面接推進部署が「ある」と答えた地域に所在する施設は(1)、それ以外の施設は(0)とした。

\*2: 都道府県もしくは政令市/中核市の中央児相が、都道府県レベルでの3機関合同の会議体の開催回数が「年2回以上」と答えた地域に所在する施設は(1)、それ以外の施設は(0)とした。

\*3: 3機関合同の研修会が「ある」と答えた施設は(1)、それ以外の施設は(0)とした。

\*4: 「基本的に実施している」・「まあ実施している」・「どちらとも言えない」・「あまり実施していない」・「実施していない」に対して、(5)-(4)-(3)-(2)-(1)を割り当てた。

\*5: 「明文化されたルールがある」と答えた施設は(1)、それ以外の施設は(0)とした。

## 4.2.2. 結果 - 関連する項目

表 27.1 に示した項目（客観的に評価が可能な体制やルール等の整備状況に関する項目）のうち、協同面接の効果についての実感に影響する項目は、「協同面接推進部署の有無」（「ある」方が、より効果の実感が高い）や、「事後協議の実施状況」（実施状況が良好な方が、より効果の実感が高い）であった。（表 27.2）

表 27.2 効果の実感に影響する体制等の整備状況に関する因子（ $n=169$ ）

	モデル		VIF
	B	$\beta$	
(定数)	0.169		
都道府県もしくは政令市/中核市における協同面接推進部署の有無	2.036	0.223**	1.004
事後協議の実施状況	0.603	0.180*	1.004
調整済み R2乗	0.076		
F 値(有意確率)	7.925 (0.000)		

注: \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

## 4.3. 自身の業務や組織・連携先の機関の状況、 様々な具体的取組の実施状況との関連

### 4.3.1. 分析手法

4.2 の分析に用いた変数（客観的に評価が可能な体制やルール等の整備状況に関する項目）に加え、事前協議及び事後協議における検討内容の重視度、協同面接における具体的な取組の状況、自身の業務や職場、連携先機関についての考えなど、主観的な判断も含めた様々な状況/評価に関する項目を加えての分析を行った。分析手法は 4.2 と同様で、4.1 で算出した協同面接の効果についての実感に関する項目の総計値を従属変数とする重回帰分析を、ステップワイズ法を用いて行った。なお、欠損値があるケースはリストワイズ除去を行っている。

4.2 で検討した変数に加えて、新たに独立変数の候補として検討を行った変数（以下の基準に従って除外した変数を含む）を表 28.1 に示す。

（変数選択の基準）

- ① 変数同士で強い相関を示したもの（相関係数を  $r$  とし、 $|r| = 0.7 \sim 1.0$  であったもの）
- ② 2 価変数の一方のサンプルサイズが 10 を下回ったもの



表 28.1 独立変数の候補として検討を行った変数

候補として検討を行った変数	除外の有無及びその理由	
<b>事前協議において重視して検討/確認する点*1</b>		
① ケース認知の経緯	いずれの項目も、事前協議の実施状況(表 27.1 参照)との相関が強く除外	
② 面接実施前に聴取した事柄の内容		
③ 面接実施前の聴取のされ方(誰が、どのように)		
④ 協同面接実施の要否及び参加機関		
⑤ 子どもの年齢や特性(言語化能力や発達上の特徴など)、それに応じた適切なコミュニケーションについて		
⑥ 家庭環境や保護者について事前に知り得た情報		
⑦ 立件にあたって確認が必要な事項		
⑧ 福祉的な支援にあたって確認が必要な事項		
⑨ 聴取可能な時間の上限について		
⑩ 各機関における、保護者への対応方針		
<b>事後協議において重視して検討/確認する点*1</b>		
① 面接において聴取できた事柄の確認	いずれの項目も、事後協議の実施状況(表 27.1 参照)との相関が強く除外	
② 面接において聴取できなかった事柄の確認		
③ 再聴取の要否、その設定方針		
④ 子どもの安全確保に関する今後の方針		
⑤ 子どもや保護者への各機関の今後の関わり方		
⑥ 面接でのよかった点や反省点の確認		
⑦ 協同面接実施後の子どもの反応の共有		
<b>過去1年で関わった面接での実施状況*2</b>		
① 面接実施前の不必要な聴取を避ける		
② 保護者に対し、不必要な質問を避けるよう依頼する		
③ 協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機づけ		
④ できるだけ早期における面接の実施		
⑤ リラックスできる面接環境の設定		
⑥ 面接室や機材の充実などハード面の整備		
⑦ 面接実施前の、面接で確認すべき事項や優先順位に関する合意		
⑧ 面接実施前の、子どもの特性(言語化能力や発達上の特徴など)や適切なコミュニケーションについての検討		
⑨ 十分なスキルを持つ面接官による面接の実施		
⑩ インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押しえた議論		
⑪ バックスタッフの取りまとめ役の存在		
⑫ 面接実施後の振り返り・反省点の検討		
<b>自身の業務や職場、連携先機関について*3</b>		
① 協同面接に時間が取られ、他の仕事が終わらない		
② 協同面接に関しては、業務時間外の仕事が多い		
③ 通常業務が多く協同面接の運用まで手が回らない		
④ 協同面接の重要性が職員に広く共有されている		
⑤ 職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる		
⑥ 協同面接の推進に上司も積極的である		
⑦ 警察や検察との会議に上司は積極的に参加している		
⑧ 連携先担当者の名前と顔がわかる		
⑨ 連携先担当者/関係者と顔をあわせる機会が多い		⑧⑩との相関が強く除外
⑩ 連携先担当者によく意見交換をする		
⑪ 連携先の考え方、事情がわかる		
⑫ 協同面接の重要性が、機関同士でしっかりと共有されていると感じる		
⑬ 協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い		
<b>取組の進み具合*4</b>		
① 協同面接の重要性の、現場職員への浸透		

候補として検討を行った変数	除外の有無及びその理由
② 協同面接に取り組む人材の育成スキルアップ	
③ 協同面接実施にあたっての組織内のルール整備	
④ 組織内ルールを適切に運用するための体制・プロセス作り	
⑤ 協同面接の重要性についての現場関係者間での共有	
⑥ 他機関の担当者との信頼関係の構築	
⑦ 他機関の業務や立場、目的についてのより深い理解	
⑧ 3機関間で課題や改善策を検討できる場の整備	
⑨ 協同面接実施にあたっての3機関間におけるルール整備	
⑩ 機関間ルールを適切に運用するための体制・プロセス作り	
⑪ 子どもの利益をいかに保全するか(処罰感情が追いつかない場合の対応など)についての議論、ルール作り	
⑫ 福祉的な支援(保護者への支援も含む)と司法の捜査のバランスについての議論、ルール作り	サンプルサイズにより除外

- \*1: 「非常に重視」から「全く重視しない」の5件法に、(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた。  
 \*2: 「十分にやっている」から「全くやれていない」の5件法に、(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた。  
 \*3: 「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の5件法に、(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた。  
 \*4: 「既に取り組が進んでいる」と答えた施設は(1)、それ以外の施設は(0)とした。

### 4.3.2. 結果 - 関連する項目

児童相談所の担当者が、過去1年間で関わってきた協同面接の効果についての実感に影響する、主観的な判断も含めた様々な状況/評価等を含めた因子として、表 28.2 に示した項目が抽出された。

「協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け」や「インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論」、「できるだけ早期における面接の実施」がより実施できていること、「協同面接の推進に上司も積極的である」とより感じていること、「協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い」とより感じていないこと、「面接後の協議事項について」の明文化されたルールがあること、などがあげられた。(表 28.2)

表 28.2 効果の実感に影響する主観的な判断も含めた様々な状況/評価等を含めた因子 (n=156)

	モデル		VIF
	B	$\beta$	
(定数)	-1.056		
協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機づけ	1.314	0.224***	1.437
インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論	1.639	0.267***	1.303
できるだけ早期における面接の実施	1.033	0.202**	1.374
協同面接の推進に上司も積極的である	1.582	0.260***	1.217
協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い ****	-0.955	-0.172**	1.019
明文化されたルールがある:連絡窓口や連絡方法	-1.647	-0.185**	1.168
明文化されたルールがある:面接後の協議事項について	2.969	0.164**	1.180
調整済み R2乗	0.533		
F 値(有意確率)	26.304 (0.000)		

注: \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

\*\*\*\*逆転項目 (他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目)

一方、「連絡窓口や連絡方法について」の明文化されたルールがあることについては、協同面接の効果についての実感に負の方向に影響した（表 28.2）。「連絡窓口や連絡方法について」は、ルールの有無を確認した項目の中では明文化されたルールが有ると回答した施設の割合が 34.2%（69 施設）と最も高い項目であった。一方で、この項目におけるルールの有無と、連携先機関との関係を確認するため、2.6.2 でみた連携先機関についての考えに関する項目とのクロス集計を行ったところ、「連絡窓口や連絡方法について」のルールが無い施設の方が、「連携先の考え方、事情がわかる」との項目についてより強い同意を示した（表 28.3）。このことから、「連絡窓口や連絡方法について」のルールが無い施設においては、そうしたルールを策定する必要の無い施設があるとも考えられる。

表 28.3 「連絡窓口や連絡方法について」のルールの有無と連携先機関についての考えに関する項目結果は平均値を記載。検定は独立した 2 群の  $t$  検定を行った。

「連絡窓口や連絡方法について」の 明文化されたルールの有無	あり		なし		$t$
	平均値	該当数	平均値	該当数	
<u>連携先機関について ※1</u>					
連携先担当者の名前と顔がわかる	0.69	68	0.71	126	
連携先担当者/関係者と顔をあわせる機会が多い	0.18	68	0.19	126	
連携先担当者によく意見交換をする	0.04	68	0.01	126	
連携先の考え方、事情がわかる	0.31	68	0.35	126	**
協同面接の重要性が、機関同士でしっかりと 共有されていると感じる	0.41	68	0.27	126	
協同面接の運用や目的に関して、 他機関と意見が異なることが多い****	-0.1	68	0.1	126	

注: \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

\*\*\*\*逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）

※1：「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の 5 件法に、(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた。

## 4.4. 協同面接推進部署の有無による影響

協同面接の効果についての実感に関連する項目として抽出された、「都道府県もしくは政令市/中核市における協同面接推進部署の有無」が、主観的な判断も含めた様々な状況/評価等他の要因にどのように影響しているかを確認するため、クロス集計を行った。地域における協同面接推進部署の有無によって有意差があった項目について表 29. 1-6 に示す。

### 個々の面接における取組状況：

協同面接推進部署がある地域の施設の方が、事前協議の実施状況がより良好であり、事前協議において「協同面接実施の要否及び参加機関」の検討がより重視されて行われている。また、過去1年間の面接において「面接実施前の、不必要な聴取を避ける」、「保護者に対し、不用意な質問を避けるように依頼する」、「面接実施前の、面接で確認すべき事項や優先順位に関する合意」、「インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論」といった事柄がより実施できている。(表 29. 1)

### 組織内の意識・取組に関する項目：

また、「協同面接の重要性が、職員に広く共有されている」との意識も、協同面接推進部署がある地域の施設の方が強い。一方で、「職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる」との項目(逆転項目)は、協同面接推進部署がない地域の施設の方が同意の度合いが低く、より望ましい結果を示した。(表 29. 1)

「組織内ルールを適切に運用するための体制/プロセス作り」については、協同面接推進部署がある地域の施設の方が、取組が進んでいるといえる。(表 29. 2)

一方で、自身の業務についての意識は「協同面接に時間が取られ、他の仕事が終わらない」(逆転項目)については、協同面接推進部署がある地域の施設の方がより同意を示す傾向が見られ、逆に「協同面接に関しては、業務時間外の仕事が多い」については、協同面接推進部署がない地域の施設の方がより同意を示す傾向が見られるという相反する結果であった。(表 29. 1)

### 3 機関の連携に関する項目：

「都道府県レベルの合同研修会の開催」状況は、協同面接推進部署がある地域の施設の方がより良好であった(表 29. 3)。

一方で、「連携先の考え方、事情がわかる」といった意識については、協同面接推進部署がない地域の施設の方がより強く同意し(表 29. 1)、「3機関間で課題や改善点を検討できる場の整備」の状況についても、「既に取組が進んでいる」との回答は、協同面接推進部署がない地域の施設の方が多かった(反面、「まだ取組が進んでいない/取り組む必要がない」との回答も多く、一部の施設では取り組みが進む一方で、進んでいない施設との二極化があるといえる)(表 29. 4)。

また、「協同面接実施にあたっての3機関間におけるルール整備」の状況についても、「既に取組が進んでいる」との回答は、協同面接推進部署がない地域の施設の方が多かった(反面、「ま

だ取組が進んでいない/取り組む必要がない」との回答も多く、一部の施設では取り組みが進む一方で、進んでいない施設との二極化があるといえる（表 29.5）。

一方、具体的なルールの整備状況を尋ねたところ、「面接前の協議への参加主体（機関）について」、協同面接推進部署がある地域の施設の方がルールの整備が進んでいるとの結果が出た（表 29.6）。

**表 29.1 協同面接推進部署の有無による有意差があった項目：連続変数とみなすことが可能な項目**  
結果は平均値を記載。検定は独立した2群のt検定を行った。

協同面接推進部署の有無	あり		なし		t
	平均値	該当数	平均値	該当数	
<u>事前協議の実施</u>					
実施の状況 ※1	4.79	61	4.59	131	**
<u>事前協議における重視度 ※2</u>					
協同面接実施の要否及び参加機関	1.03	65	0.49	137	**
<u>過去1年で関わった面接での実施状況 ※3</u>					
面接実施前の、不必要な聴取を避ける	1.07	56	0.89	114	**
保護者に対し、不用意な質問を避けるように依頼する	0.84	55	0.41	114	**
面接実施前の、面接で確認すべき事項や優先順位に関する合意	0.96	56	0.82	114	***
インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論	0.86	56	0.61	114	***
<u>自身の業務や職場、連携先機関について ※4</u>					
協同面接に時間が取られ、他の仕事が終わらない	-0.79	61	-0.81	134	**
協同面接に関しては、業務時間外の仕事が多い	-0.90	61	-0.83	134	***
協同面接の重要性が、職員に広く共有されている	0.90	63	0.72	136	*
職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる	-0.32	63	-0.68	136	*
連携先の考え方、事情がわかる	0.24	63	0.38	135	*

注：\*： $p < 0.05$ , \*\*： $p < 0.01$ , \*\*\*： $p < 0.001$

※1：「基本的に実施している」・「まあ実施している」・「どちらとも言えない」・「あまり実施していない」・「実施していない」に対して、(5)-(4)-(3)-(2)-(1)を割り当てた。

※2：「非常に重視」から「全く重視しない」の5件法に、(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた。

※3：「十分にやれている」から「全くやれていない」の5件法に、(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた。

※4：「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の5件法に、(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当てた。

**表 29.2 組織内ルールを適切に運用するための体制/プロセス作り** 検定はカイ二乗検定を実施した。

協同面接推進部署の有無	あり		なし		$\chi^2$
	該当数	比率	該当数	比率	
既に取組が進んでいる	11	17.2%	20	14.7%	
取組つつある	33	51.6%	48	35.3%	*
まだ取組が進んでいない/取り組む必要がない	20	31.3%	68	50.0%	
計	65	100.0%	137	100.0%	

注：\*： $p < 0.05$ , \*\*： $p < 0.01$ , \*\*\*： $p < 0.001$

表 29.3 都道府県レベルの合同研修会の開催 検定はカイ二乗検定を実施した。

協同面接推進部署の有無	あり		なし		$\chi^2$
	該当数	比率	該当数	比率	
ある	33	50.8%	46	33.6%	*
ない	32	49.2%	91	66.4%	
計	65	100.0%	137	100.0%	

注: \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

表 29.4 3機関間で課題や改善点を検討できる場の整備 検定はカイ二乗検定を実施した。

協同面接推進部署の有無	あり		なし		$\chi^2$
	該当数	比率	該当数	比率	
既に取り組が進んでいる	6	9.4%	27	19.9%	**
取組つつある	42	65.6%	54	39.7%	
まだ取組が進んでいない/取り組む必要がない	16	25.0%	55	40.4%	
計	64	100.0%	136	100.0%	

注: \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

表 29.5 協同面接実施にあたっての3機関間におけるルール整備 検定はカイ二乗検定を実施した。

協同面接推進部署の有無	あり		なし		$\chi^2$
	該当数	比率	該当数	比率	
既に取り組が進んでいる	4	6.3%	22	16.3%	*
取組つつある	38	59.4%	55	40.7%	
まだ取組が進んでいない/取り組む必要がない	22	34.4%	58	43.0%	
計	64	100.0%	136	100.0%	

注: \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

表 29.6 3機関間におけるルールの有無: 順序変数とみなすことが可能な項目

結果は平均値を記載。検定は独立した2群のノンパラメトリック検定(Mann-WhitneyのU検定)を行った。

協同面接推進部署の有無	あり		なし		U
	平均値	該当数	平均値	該当数	
<b>3機関間におけるルールの有無 ※1</b>					
面接への参加主体(機関)について	2.52	61	2.27	135	*

注: \*:  $p < 0.05$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*\*\*:  $p < 0.001$

※4「明文化されたルールがある」、「運用上のルールがある」、「2機関におけるルールはない」に、それぞれ(3)-(2)-(1)を割り当てた。

## 5. 協同面接推進に当たっての課題の整理

### 及び研究会における議論

#### 5.1. 協同面接の普及状況と効果

##### 5.1.1. 協同面接の実施件数と効果の実感

児童相談所が関わった協同面接の実施件数は、本調査における報告件数だけでも平成28年度の340件から、平成29年度の617件と飛躍的に増加した。また、年間における実施が0件であった施設も73カ所（回答自治体の36.1%）から44カ所（同21.8%）に減少するなど、実施件数だけでなく、実施の裾野も広がったことが明らかになった。（2.1.1 参照）

また、回答者が過去1年間で関わった協同面接についての効果の実感として、「協同面接は、子どもの負担の軽減に繋がっている」（児相：0.85、警察：1.23、検察：1.32）\*、「協同面接は、子どもの供述内容の信頼性の向上に繋がっている」（児相：0.86、警察：1.36、検察：1.16）\*といった項目は、いずれの機関においても強く実感されており、現場の感覚としては協同面接の実施は意味のある取組と受け取られていることがわかる。（2.2 参照）

\*各項目におけるそれぞれの機関の回答の平均値（「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、機関ごとの平均値を算出した）であり、「2.0」（「非常にそう思う」）を上限として正の方向に値が大きい方が、項目へのより強い同意を示す。機関ごとに調査の手法が異なるため、各機関の数値を直接比較することはできないことに留意する必要がある。

##### 5.1.2. より効果的な協同面接実施による

#### 子どもの負担軽減の可能性

子どもの負担の軽減を目的の一つとして掲げる協同面接であるが、平成29年度において児童相談所が関わった協同面接のうち、同一ケースにおいて面接が一度で終了せず複数回に亘ったケースを調査したところ、「0件」との回答は63.4%（128施設）、1件以上と回答した施設は24.8%（50施設）であった。（2.1.5 参照）

一方で、協同面接をより効果的に実施することで、同一ケースにおいて複数回に亘る面接が減少する可能性について調査したところ、22.3%（45施設）が「非常にある」、28.6%（53施設）が「まあある」と回答しており、半数近くの担当者が協同面接のより効果的な実施により、より子どもの負担が軽減できていると感じていることが窺われる。また、同様の項目を警察・検察にも調査したところ、いずれの機関も5割近くが「非常にある」・「まあある」と回答しており、3機関間で共通の認識であることがわかった。（2.1.5 参照）

### 5.1.3. 児童相談所における変化

ヒアリング調査において、3機関連携に関する通知を機に、児童相談所への現職警察官の出向や、警察OBの配置が活発になったとの話も聞かれた。

また、児童相談所が単独で行う事実確認においても、情報の精度・信頼性（他人を納得させるに足るか）といった視点が加わり、初期対応時の情報の保全方法が変化したとの話も聞かれた。事実確認時の聞き取り内容の録音・録画や、怪我などの状況を保全するための写真の撮り方（例えば、写真を残す際には大きさなどがわかるようにスケールも一緒に写し込むなど）の重要性が再認識され、児童相談所としてマニュアルを整備し、所内で研修を実施した施設もあった（中央児童相談所での実施の後、後に県内の他の児童相談所へも共有されたとのこと）。

## 5.2. 協同面接の推進に当たって

### 5.2.1. 面接の早期実施と面接への参加者のスキルアップ

協同面接を効果的に実施するに当たって、複数の項目についてどの程度重要だと思うかを3機関の担当者に調査した。

「できるだけ早期における面接の実施」（児相：2.55、警察：2.72、検察：2.52）\*や「十分なスキルを持つ面接官による面接の実施」（児相：2.67、警察：2.51、検察：2.44）\*、「面接実施前の、子どもの特性（言語化能力や発達上の特徴など）や適切なコミュニケーションについての検討」（児相：2.47、警察：2.62、検察：2.54）\*といった項目は、いずれの機関においても特に重要だと考えられている（3.2参照）。

\*各項目におけるそれぞれの機関の回答の平均値：「非常に重要」から「全く重要でない」の7件法に(3)-(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)-(-3)を割り当て、各項目の平均値を算出した。「3.0」（「非常に重要」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。

一方で、児童相談所におけるこれらの項目の取組状況を数値化したところ、「協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け」（0.98）\*\*、「面接実施前の、子どもの特性（言語化能力や発達上の特徴など）や適切なコミュニケーションについての検討」（1.01）\*\*については、「まあやれている」と考えられているが、そうした項目と比較すると、「できるだけ早期における面接の実施」（0.79）や「十分なスキルを持つ面接官による面接の実施」（0.60）\*\*については、できているとする実感がやや薄く、今後、何らかの対応が必要だと思われる（2.6.1参照）。\*\*「十分やれている」から「全くやれていない」の5件法に(2)-(1)-(0)-(-1)-(-2)を割り当て、各項目の平均値を算出した。「2.0」（「十分やれている」）を上限として正の方向に値が大きい方が、実施状況が良好であることを示す。

「できるだけ早期における面接の実施」については、対象ケースについて他機関との情報共有が行われてから面接が実施されるまでにかかった平均的日数は「5～10日」が51.0%（103施設）にのぼり、次いで「3～5日」が15.3%（31施設）であった。一方、中には「30日」以上と回答し



た施設（5施設）あった。（2.1.4参照）複数機関が協同で面接を実施することにより関係者が増え、その日程調整に時間がかかるという指摘もあるが、子どもの記憶の汚染や減衰を避けるためにも、より早期の面接の実施が望まれる。

「十分なスキルを持つ面接官による面接の実施」に関連して、協同面接を更に推進するに当たっての重要な事柄について尋ねたところ、「協同面接に取り組む人材の育成スキルアップ」（児相：1.61、警察：1.72、検察：1.82）\*\*\*がいずれの機関においても特に重要な事項としてあげられている（3.3参照）。児童相談所を対象とした自由回答における意見としても「人事異動を踏まえた、人員の育成とスキルアップを効果的に行うための計画の策定の必要性」や「そうしたスキルを習得できる研修体制の充実及び機会の確保」、「スキルアップに向けた取組に対する国のバックアップへの期待」などが寄せられており、今後はこうした意見を踏まえ、面接参加者のスキルアップのための取組をより効果的に推進することが重要である。

\*\*\*「非常に重要」から「全く重要でない」の5件法に（2）-（1）-（0）-（-1）-（-2）を割り当て、機関ごとに各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常に重要」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。

## 5.2.2. 関係機関における相互理解

協同面接を更に推進するに当たって重要な事柄として、「他機関の担当者との信頼関係の構築」（児相：1.48、警察：1.64、検察：1.76）\*や、「他機関の業務や立場、目的についてのより深い理解」（児相：1.45、警察：1.43、検察：1.66）\*といった項目もあげられた（3.3参照）。

\*「非常に重要」から「全く重要でない」の5件法に（2）-（1）-（0）-（-1）-（-2）を割り当て、機関ごとに各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常に重要」）を上限として正の方向に値が大きい方が、重要度が高いことを示す。

しかし、自身の業務や組織、連携先の機関についてどのように感じているかを調査したところ、いずれの機関においても「協同面接の運用や目的に関して、他機関と意見が異なることが多い」（児相：-0.01、警察：-0.47、検察：-0.22）\*\*との認識は、否定されてはいる（値が負である）ものの強しくはなく（3.5参照）、3機関における意識にギャップがあることが窺われる。

\*\*「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の5件法に（2）-（1）-（0）-（-1）-（-2）を割り当て、機関ごとに各項目の平均値を算出した。「2.0」（「非常にそう思う」）を上限として正の方向に値が大きい方が、同意の程度が高いことを示す。該当項目は逆転項目（他の質問項目とは測定の向きが逆になっている項目）であり、負の方向に値が大きい（「そうは思わない」程度が高い）方が望ましいが、他の項目と比較すると十分とはいえない。

児童相談所において協同面接の更なる推進に当たって非常に重要だと考えられている、「子どもの利益をいかに保全するか（処罰感情が追いつかない場合の対応など）についての議論、ルール作り」や「福祉的な支援（保護者への支援も含む）と司法の捜査のバランスについての議論、ルール作り」については、他の2機関では（他の項目と比較した相対評価ではあるが）児童相談所ほど重要視されていないことも（3.3参照）、こうしたギャップの一例であるといえる。この

点、児童相談所においては、子どもが処罰感情を有していない場合には、捜査機関が捜査を進めることが子どもの利益にならないことに懸念を抱いていることが窺われる。他方で、捜査機関としては、犯罪を認知した以上は捜査を行う必要があるという意識があるように思われ、児童相談所と捜査機関の役割の相違から、このような意識のギャップが生じるものと思われる。

他方で、3機関における意識のギャップを解消するための取組も進められている。関係機関における相互理解を深化させる取組の一環として、3機関が参加する合同研修が「開催されている」との回答が84施設(41.6%)からあった。研修の内容としては、協同面接に関する基本的な知識やスキルに関する内容に加え、46施設が「福祉の視点での行政の関わり(家庭復帰に向かっていくための支援方法、など)」を盛り込んでいた。(2.4.2参照)

ヒアリング調査においても、そうした研修が捜査機関からも好評であり、「福祉の支援の理解が深まったことで、今後の児童相談所との連携の仕方が変わると思われる」旨のコメントがあったことが指摘された。また、研修の一環として、少年警察担当部門の警察官が一時保護所を見学するなどの試みが行われている地域もあった。また、3機関合同での勉強会を定期的(年に4～8回程度)に開催している地域もあり、過去の事例のDVDを参照しつつ反省や改善点の検討が行われていた。こうした取組も、他機関の担当者の考え方の理解や、信頼関係の構築に資すると考えられる。

また、協同面接の効果についての実感と関連する項目の一つとして、「事後協議の実施状況」があがった(4.2参照。実施状況が良好なほど、効果の実感が高い)が、事後協議は面接の結果を振り返るとともに、今後の方針を確認し共有する場であり、面接の効果のより強い実感につながるとともに、関係機関同士の連携を一層強めることにもつながると考えられる。

## 5.3. 子どもの処罰感情についての課題と議論

### 5.3.1. 研究会における議論

研究会においては、子どもの処罰感情をめぐる、被虐待児の病理面を踏まえた議論が行われた。すなわち、捜査機関としては、捜査を開始するかどうかや、事件を立件・起訴するかどうかの判断材料のひとつとして、今後の捜査協力が得られるかを確認する必要がある、そのために処罰感情の有無を尋ねることがあるが、そもそも、虐待を受けた子どもがすぐに処罰感情を持つことができるのか、という問題である。

被虐待児、特に性的虐待が長期にわたるなどの重篤なケースにおいては、子どもの感情は麻痺しており、複雑性 PTSD のひとつの症状として病的に処罰感情を抱きにくい、ということがある。そうしたケースにおける子どもの処罰感情は、治療や心理教育を通して権能感が回復されて初めて芽生えるものであり、早期における事実確認と、処罰感情を前提とした事件化の議論を明確に分けて考えないと、重篤なケースの事件化がなされず子どもが救済されないという弊害が生じ得るとの指摘がなされた。

子どもを対象とした事実確認においては、解離症状(例えば、虐待行為についても、子どもからは「普通」、「大丈夫」といった表現がなされるなど)が生じることも多いとの指摘がなされた。協同面接の関係者がこうした子どもの病理面を十分に理解していることが重要であり、このような子どもの心理状態や処罰感情について理解を深める研修の実施等が必要である。

なお、関連して、面接への医師の参加についても議論が行われた。特に複雑性 PTSD 等の発症が考えられる重篤なケースにおいては、医師の参加が有効であることに議論の余地はないが、協同面接の実施件数が増加する中、全てのケースに医師が参加することは必ずしも現実的ではなく、子どもの病理面を十分に理解した心理職がバックスタッフとして参加し、医師と連携をとりつつ対応していくことが必要だと考えられる。

### 5.3.2. 協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け

児童相談所において、協同面接を効果的に実施するに当たっての重要度が2番目に高かった項目が「協同面接に関しての子どもへの適切な説明、動機付け」であった(3.2参照)。

ヒアリング調査においても、協同面接に当たっては、児童相談所単独での事実確認に比べ、面接の意味や自身の発言がどのように扱われるかについてより丁寧な説明で理解を促す必要があること、そうでないと子どもに不安や葛藤が生じ負担がかかる可能性があることが指摘された。

一方で、前述の子どもの処罰感情に関する見識を踏まえると、事実確認以前の段階において事件化の可能性やそれに伴う出廷の可能性まで含めて子どもに理解を求めることは難しいとも考えられる。事実確認と事件化の議論を分け、「まずは何があったのかを話して、それについてどうしたいのかは、そのあとでゆっくり考えていこう」といった説明を行っている施設もあり、早期における事実確認と、処罰感情を前提とする場合もある事件化の議論を分離することで、子どもの理解を得やすくなる場合があるものと考えられる。

## 5.4.録画・録音データの取扱いについての課題と議論

### 5.4.1. 録画・録音データの取扱いの状況

児童相談所が参加した協同面接において、捜査機関が保有する面接の録音・録画データを提供されたことが「ある」との回答は17.3%（35施設）であった（2.3.5参照）。

この点に関しては、まず前提として、捜査機関が保有する情報と行政機関が保有する情報とは法律上の取扱いに差が生じる（例えば行政機関の情報であれば情報公開請求を受け得るが、捜査機関の保有する情報であればそもそも情報公開請求の対象とならない（刑事訴訟法53条の2第1項））ため、そうした各機関における保有情報の性質の違いがあることを理解しておく必要がある。

その上で、刑事訴訟法47条によれば、公開の法廷で取り調べられていない証拠については非公開が原則ではあるが、個別ケースについて公益上の必要性と相当性を考慮した判断の上での提供・提出はなされ得ることが確認された。

本調査においても、捜査機関が保有する面接の録音・録画データを提供されたことが「ある」とした17.3%（35施設）を対象にデータが提供されるケースを確認したところ、「個々のケースに応じて判断」が16施設であった（表30）。また、「児相が参加した面接についてはほぼ全件」提供されたとの回答があった児童相談所（11施設）について、同じ地方検察庁の担当地域にある近隣の児童相談所の回答を調査したところ、一律で「ほぼ全件」との回答があった地域はなく、「個々のケースに応じて判断」もしくは提供されたことが「ない」との回答が混在した。地域として「児相が参加した面接についてはほぼ全件」提供というルールがあるわけではなく、個別ケースについての検討がなされた結果だと推察され、現場においてもそのような理解を前提に録音・録画データの提供の可否が判断されていることが窺われる。

表30 捜査機関が保有する面接の録画・録音データが提供されるケース（*n*=35:提供が「ある」と回答した施設）

	該当数	比率
児相が参加した面接についてはほぼ全件	11	31.4%
個々のケースに応じて判断	16	45.7%
その他	8	22.9%
計	35	100.0%

その他:

- ・ 記録を一時的に借用する形で、文書を取り交わしている。
- ・ 依頼すれば貸出しされる。
- ・ これまでは児相で行っていたため、並行して録画・録音していたが、今後は検察庁での実施が中心になると考えられるため、録画媒体の提供を依頼する予定。

## 5.4.2. 録音・録画データの提供にあたっての課題

前述のとおり、必要性和相当性の判断を前提としてデータの提供がなされているケースがある一方で、調査においては「家庭裁判所の審判のための証拠提出ができず、児童福祉法 28 条に基づく施設入所の措置に差しさわりがある」について「実際不利益が生じた」との回答が 2 施設 (1.0%) から、「現状不利益は生じていないが懸念はある」との回答が 123 施設 (60.9%) からあった。また、「支援に関わる担当者が協同面接の様子を把握・共有できない」について「実際不利益が生じた」との回答が 19 施設 (9.4%) から、「現状不利益は生じていないが懸念はある」との回答が 102 施設 (50.5%) からあり、児童相談所が感じている、録音・録画データが提供されないことによる不利益やその懸念は大きいことがわかる (2.3.5 参照)。ヒアリングにおいても、児童相談所が感じている懸念についてより具体的に確認したところ、例えば「家庭裁判所への証拠提出として、現在は書き起こした逐語録などを提出して対応しており、判事にも理解してもらっているが、判事によっては判断も変わりうる (そのため、今後は、より疎明資料として明らかなさが勝る録音・録画データを提出したい)」といった点があがっている。

繰り返しになるが、刑事訴訟法 47 条は、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合においては、録音・録画データの提供を阻害するものではなく、これだけ不利益への懸念が大きい点については、児童相談所と検察の間で、個別ケースにおける必要性和相当性に関する相互の意思理解が十分に行われていないことが問題ではないかとの指摘もなされた。また、研究会での議論等によると、児童相談所から捜査機関に対し、裁判所への提出証拠とするために録音・録画データを提供してほしい旨明示的に依頼がされないまま、児童相談所において、捜査機関が保有する情報の提供は受けられないと判断している例もあるようであった。

また、例えば (必要性和相当性が認められて) 情報が共有された際に、保護者から情報公開請求などがなされた場合の対応 (非開示事由があるため出せないという対応となるのかどうか) なども議論の必要があり、今後検討・整理が必要な課題だと思われる。

参考として、(実際の判断は個別ケースごとの検討が前提となるが) 過去の事例において考慮された事情を、以下に例示する。

### 個々のケースの判断において考慮された事情(例):

#### 必要性:

- ・ 親権停止・喪失の審判の請求(児童福祉法 33 条の7)、施設入所の措置(同法 28 条)、一時保護の延長(同法 33 条)等において、児童相談所内での検討や家庭裁判所への提出のために必要があること
- ・ 協同面接の当日に立ち会えなかった児童相談所の職員がいた場合や、職員の異動等があった場合において、児童に非言語供述が多く、その供述状況の把握のために録音・録画を視聴する必要があること

#### 相当性:

- ・ 録音・録画データの記録媒体が適切に保管管理され、情報公開請求への対応方針が整理されていること

## 5.5. 協同面接を推進するための体制構築について

### 5.5.1. 専門部署設置の有効性に関する研究会における議論

都道府県や政令市/中核市の中央児童相談所を対象に、それらの地域における「協同面接の実施を推進または管轄している部署」の有無を調査したところ、回答があった58施設のうち、17施設（29.3%）が「ある」と回答した（2.5.3参照）。

また、協同面接の効果についての実感と、協同面接実施の体制や3機関合同での会議体や研修の有無及び明文化されたルールの有無など、客観的に評価が可能な体制やルール等の整備状況との関係についての分析を行ったところ、「事後協議の実施状況」（実施状況が良好な方が、より効果の実感が高い）と並び、都道府県もしくは政令市/中核市といった地域における「協同面接推進部署の有無」（「ある」方が、より効果の実感が高い）が協同面接の効果についての実感に関連する項目として抽出された（4.2参照）。

都道府県もしくは政令市/中核市といった地域における「協同面接推進部署の有無」によって、協同面接の実施にあたって以下のような傾向がみられた（4.4参照）。

**協同面接推進部署がある地域の施設の方が：**

- 事前協議がより実施されている。
- 事前協議において「協同面接実施の要否及び参加機関」の検討がより重視して行われている。
- 過去1年間の面接において「面接実施前の、不必要な聴取を避ける」、「保護者に対し、不用意な質問を避けるように依頼する」、「面接実施前の、面接で確認すべき事項や優先順位に関する合意」、「インターバル/ブレイクにおける面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論」といった事柄がより実施できている。
- 都道府県レベルの合同研修会がより実施されている。

ヒアリング調査においても、協同面接の実施を推進または管轄している部署を設置している主な理由の一つとして、面接の質の担保があげられており、4.2及び4.4の分析結果からも、その目的はある程度達成されていることが窺われる。特に、前述のとおり、協同面接の実施を推進または管轄している部署がある方が、事前協議がより実施され、その中で協同面接実施の要否や参加機関の検討がより重視されており、また個別の面接においても、面接における確認事項・優先順位に関して話し合いを経て合意ができていることが窺われる。さらに、面接中のインターバル/ブレイクという限られた時間においても、面接官とバックスタッフとの要点を押さえた議論ができていると回答されており、協同面接の実施を推進または管轄している部署が関与することで、面接の実施前に関係機関による協議が十分に行われると共に、個別の面接においてもより有効な議論の実施につながっていると考えられる。

児童虐待の対応件数が年間 133,778 件（2019 年 3 月末現在の速報値）にのぼり、そのうち、性的虐待が 1,500 件を超える現状において、協同面接による対応が必要な案件数は今後、千件単位に上ると考えられる。研究会においては、こうした状況に鑑み、協同面接に関わる可能性のあるすべての職員のスキルの底上げを図ることも重要であるが、一方で、専門のチームを組織し、そうしたチームが中心となって協同面接に当たっていくという方向性の検討も必要なのではないかといった指摘がなされた。

一方で、「連携先の考え方、事情がわかる」といった意識については、協同面接推進部署がない地域の施設の方がより高く、「3 機関間で課題や改善点を検討できる場の整備」や「協同面接実施にあたっての 3 機関間におけるルール整備」の状況についても、「既に取り組んでいる」との回答は、協同面接推進部署がない地域の施設の方が多いという結果もみられた（4.2 参照）。また、「職員によって協同面接の運用に関する意見が異なることに困難を感じる」との意識も協同面接推進部署がある地域の施設の方が高い（4.2 参照）ことから、専門のチームを組織し、面接にあたる人材や知見・情報がある程度集約する場合においても、チーム以外のスタッフの知識やスキルの底上げや、施設レベルでの他機関との関係構築にも力を入れていく必要があるとの指摘もあった。

## 5.5.2. 専門部署設置の事例紹介

協同面接への取組の体制やプロセスについては、各施設に委ねられている現状であり、協同面接の実施を推進または管轄している部署のあり方も様々であるが、すでにそうした部署を立ち上げている地域の取組について、以下の通り紹介する。

### 政令市 A 市の事例

#### 専門部署の設置の経緯及び課の位置づけ：

- 虐待の重篤な事例が相次ぎ、案件に携わる職員が増加する中、より迅速かつ適切な対応を目指し、中心となって対応の推進・取りまとめを行う部署として、平成 23 年 5 月に専門部署が設置された。
- 虐待事例に関して、対応する人材の育成や、情報の管理、他機関（自治体や警察・検察など）との連携など、全体の仕組み作りやプロセス、ルール等の取りまとめを行っている。

#### 協同面接に関して専門部署が果たす役割：

##### 体制整備や職員のスキルアップに関する役割

- 3 機関連携や協同面接実施に伴う他機関との検討や、マニュアルやガイドライン作成の事務局、研修会の開催、協同面接に関する情報の取りまとめなどについて、専門部署が実施。

##### 個々のケースにおける関わり

- 情報の集約と検察との連携窓口：専門部署は、協同面接実施の可能性があるケースに関する情報を全て把握するとともに、検察との連携を集約して実施する（一方、警察との連携は各地域のケース担当者（もしくはその上長）が行う）。
- 協同面接実施にあたっての支援：全てのケース担当者が協同面接の経験が豊富とは限らないため、必要に応じて面接実施にあたっての支援を行う。また、医師や弁護士といった専門家とも密に連携を取りつつ、面接の質を担保する。専門部署の職員が面接官を務めることもある。



## 6. おわりに

本調査研究の目的は、協同面接の全国的な実施に向けて、関連する3機関の間で効果的な情報共有がなされ、子どもの心理的負担の軽減につながる取組の推進を目指し、児童相談所における協同面接の取組の実態や課題、有効だと考えられる取組について検討、検証することである。もともと、協同面接の取組の一層の推進に向け、児童相談所のみならず、警察及び検察にも実態把握のための調査協力を得ることができた結果、地域の児童相談所、警察、検察における協同面接の実施状況や課題その背景となる意識について、一部ではあるが把握することができた。

また、研究会においても、オブザーバーの参加も含め、児童福祉を担う児童相談所の視点のみならず、捜査機関である警察及び検察の視点も踏まえた意見が交わされた。

協同面接の取組は未だ途上であり、今後もその取組のあり方及び評価方法については、継続して関係者及び有識者による十分な時間を割いた多岐にわたる検討が必要となると思われる。

本調査研究が、そうした検討の一助となることを願う。



平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
「児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究」  
事業報告書

発行日 平成 31 年 3 月

編集・発行 遠峰 良美(株式会社キャンサーズキャン介入研究事業部)

〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-8-1 五反田ファーストビル 5 階

Tel:03-6420-3390 Fax:03-6420-3394

Mail:tomine@cancerscan.jp

